

その後になって、仙太郎は同じ村の卯之吉に難題を持ちかけ、争いの末、逆に殺されていたことが判明した。

寄場に入れられながら、なお悪事をたくらむものも絶えなかった。

筑前無宿嘉蔵は、以前今下町の八百屋に奉公している時、よく酒屋町の紅屋に使いによこされていた。そして、紅屋の店先の白木の簞笥に脇差がしまっているの目をつけ、いつか盗み出すつもりになっているうちに、身元がばれて寄場に入れられた。寄場での粗食に堪えられず、なんとか余分の金を得てうまいものをたべたいと考えているうちに、例の紅屋の脇差を思い出した。しかし、一人では寄場を抜け出すのはどうしても無理のようだった。慶応四年閏四月、嘉蔵は、同じ人足仲間の清之丞と梅次郎をかたらい、釘のゆるんでいる坐板を外し、床下の土石を掘りおこそうとしたところを見廻りのものに見つかって、三人とも捕えられた。未遂であったから、寄場での手限戒めに処せられた。

(資料は、冒頭の方を除いて、すべて御用留による)

## 人足寄場と石川島監獄

重松一義

一 幕末維新时期にみる寄場の伝統と変容

- 一 寄場変容の諸因 二 寄場の内情一斑と国事犯 三 居越帳に占める若年人足の実態 四 東京市養育院・横須賀徒刑貧院などへの分岐とその系譜
- 二 人足寄場の徒場化監獄化
  - 一 東京府石川島徒場・懲役場の官制所轄と寄場の遺構 二 東京府石川島徒場・懲役場の使役遇囚 三 警視庁石川島監獄署時代の官制と職務分掌 四 警視庁石川島監獄署の署中内規と遇囚
  - 三 石川島を母胎とした巢鴨監獄の意義
    - 一 石川島監獄分署時代と巢鴨監獄への推移 二 巢鴨監獄へと脱皮した歴史的意義

一 幕末維新时期にみる寄場の伝統と変容

一 寄場変容の諸因

人足寄場に重労働である油絞りの作業が新たに設けられ、次第に牢獄化していったごとく、油絞りが寄場本来の眼目である更生授産の保安処分的性格をも、大きく歪めていったことは、否めない事実である。ただその変容は、苛酷な油絞りのゆえに限られたものではなく、変容を許した要素に左の諸点があったことも見逃せない事柄である。

その一つは、上方経済圏に強く支配せられていた江戸の水油の需給情況と、老中水野忠邦の経費節減策である。天保十二年（一八四一）寄場に新設した油絞りは、まさにそれに依るものであり、工賃が高く収益は大幅に増大した。この年、寄場人足の改心者に油小売店を持たせ、切手売捌同様の取扱をさせており、島人足、水玉人足として油を売り歩く風景は、やがて江戸市民に馴染みのものとなっていった。江戸の油は古くから上方経済圏に支配せられ、天保三辰年には霊岸島橋際に油寄所が設けられるというごとく、江戸表直送という大きな組織によって、すでにその流通機構が整備せられていた。このため、寄場は上方よりは質量共に劣るが、同じ寄場で出来る島紙同様安価であるという点で、その販路を手堅く保とうとした。ことに市場確保の積極策として、

寄場附絞油売捌所飯田町堀留御堀端にて四拾五坪、幸橋御門外久保町明地之内四拾式坪餘、右式箇所拝借地、奉願候処、願之通被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候に付、御<sub>三</sub>渡之<sub>一</sub>、四方間敷、御絵之面、御定杭之通、相違無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>請取申候。為<sub>二</sub>後日<sub>一</sub>仍如<sub>レ</sub>件。

安政二卯年十二月廿七日

寄場下役  
嶋田豊印

御普請方改役勤方

齊藤金之丞殿

御普請方

宮路一平殿

御普請同心見習山口清三郎。御雇棟梁飯塚政蔵。

——屋鋪渡預絵図証文<sup>(2)</sup>

とあるごとく、寄場附設絞油売捌所を幕末に設置、その存続に一層の梃子入れをなしている。油絞りの苦役を中心に、自由刑（懲役刑）への実質的な変容を余儀なくさせていった舞台裏には、こうした要請と実情があったのである。

また、その変容への要素の一つには、収容人足の質の変化を挙げねばならない。油絞りを始めた翌年より無宿人の入場著しく、創設時より平均約一五〇人程度であった寄場が、天保七年の大飢饉以来増加の途をたどり、天保十三年末は四六〇余名で、別冊の女部屋も増設せられるという状況をみせている。<sup>(3)</sup> そうして弘化元年、油絞りが始められて丸三年目に当るこの年、寄場は六〇〇余人と、開場以来の過剰収容を記録している。それでも江戸の無宿対策、治安は保たれず、翌弘化二年から江戸払以上の者を入れることとなった。俠客新門辰五郎もこのため寄場人足として収容された一人であり、のちに三宅島に送られた小金井小次郎も、この寄場に一時留め置かれた、この類いの一人である。

寄場の最過剰期に属する弘化三年、江戸大火で寄場が類焼、切り放ちとなっているが、『武江年表』に、切り

放たれた人足、諸商人の店に来りねだりがましきことあり、これを恐れて家業を休むもの多しと記されるごとく、これは残念ながら寄場人足が市民から忌避せられる一つの曲り角ともなったようである。森山孝盛の『蟹の焼藻の記』によれば、水玉の股引をはいた外使い人足が見張りの同心と共に油売りに市中に出ているが、元々無宿無頼であることからこれを嫌い、仕事を余り頼まなかったと記されるのも、こうした事情によろうかと考える。ところが幕末である安政三年八月、寄場が大風大津波に襲われ大破した時、同じく切放たれている。しかしこの時、七〇余人の人足は避難の命を肯せず踏み留まり、役人と共に寄場の保全に従事した逸事を考えると、寄場のモラルは決して下っていなかったようである。一面これは前記新門辰五郎が弘化三年の大火の際、消防に尽力して特に赦免せられた事例に倣い、赦免を内心期待したがゆえであるともみられるが、集団逃亡の好機に、このような官への協力、決死的結束が出来るという状況は、腐敗著しい小伝馬町牢と全く異なった保安処分的教化の実、伝統の気風が根強く育まれていたからとも云えるものである。

さらにまた、その変容への要素の一つには、開国の動きにみる諸事情の影響ということが挙げられよう。慶応元年、開国のため横須賀に製鉄所（造船所）が設けられることとなったが、その敷地の埋立工事のため石川島から人足二〇〇人を派遣、同年『刑罪遺聞』に記されるごとく奥州富岡村（現在の福島県双葉郡富岡町）にも開墾人足を派遣されている。さらに同年、江戸市ヶ谷の堀浚えにも多くの人足を出役させており、内役が主であった人足を大幅な外役に切替え、経費節減の国策に振り当てて行ったわけである。

このほか慶応二年には、石川島人足寄場奉行清水純崎が、隅田河口や品川沖航行の船舶のため、油絞りの益金を割き、人足の手で寄場南端に常夜灯を築かせている。その写真は京橋区史に遺されているごとく六角二層の堂堂たる灯台である。七年前には品川沖、二年前には佃島南方に砲台が築かれていることから、これも開国の動き

に係わることであった。この常夜灯建設を最も喜んだのは近在漁師であって、『佃島年表』<sup>(5)</sup>に翌慶応三年三月、佃島寄せ場役所構内に「海表為目的常夜灯取立ニ付」日本橋魚市場組合から金五拾両を寄付（同組合沿革紀要）した旨の記録がある。

## 二 寄場の内情一斑と国事犯

また同じ慶応三年正月二十五日の『慶喜公御実紀』には

### 一、覚

伊達若狭守

野州降人共之内、寄場え被<sub>レ</sub>差置<sub>一</sub>候に付、非常之節、同所え固人数出、中川修理大夫え被<sub>レ</sub>仰付置<sub>一</sub>候処、御免、為<sub>レ</sub>代其方え被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候間、諸事寄場奉行並支配向之者々相達次第に可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>心得<sub>一</sub>候。尤も都而無益之失費は相省き、実備第一に可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>取計<sub>一</sub>候。且非常之節人数差出候合図、竝同右之通相達候間、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>得<sub>一</sub>其意<sub>一</sub>候事。

とあり、『続徳川実紀』第五、一一四三頁にも「伊達若狭守人足寄場江固人数可<sub>レ</sub>差出<sub>一</sub>旨被命」とみられるところである。これは寄場をして維新直前の動乱にみる降人、すなわち国事犯（政治犯）の仮囲場・俘虜收容所に充てたもので、いわゆる変則的な異種の保安処分対象者への寄場警備に、固人（警備吏）が非常配置された事例である。さてこの変動著しい国情下、当時の寄場の状況を一斑ながら克明に伝え、しかも寄場改善に大きな功績があった人物として、伊豫大洲の蘭学医三瀬周三を挙げることが出来る。これにより寄場内部の批判的実体も伺えるところである。三瀬については長井首次郎著『蘭学大家三瀬諸淵』、谷泰吉著『三瀬周三先生伝』、長井首次郎著

『二宮敬作・三瀬諸淵先生伝』等々、昭和十二年刊の『三瀬諸淵先生遺品文献目録』（松山高等商業学校商事調査会・増岡喜義編）に掲げるだけでも一〇三点の文献に記され、小稿『北海道行刑史』二五四頁にもかつて記したが、愛媛先哲偉人叢書に名を遺す大人物である。

三瀬は天保十年十月一日伊豫国大洲中町に生れている。通称弁次郎、名を周三、諱を諸淵と謂い、学才豊かで宇和島藩主伊達宗城、大洲藩主加藤出羽守泰祉などから深い信望を受けていた。ところで日本国御構となり三〇年振りに再来日したシーボルトに随い、三瀬は文久元年、江戸赤羽根接遇所においてその通訳をなしたのである。この機会に三瀬はシーボルトの囑望により『日本歴史』、『幕府建設史』——幕府発生とその理由——、『日本国民文化発達史』を自著し蘭訳したのである。これが奇怪なことに安藤閣老の坂下門で、斬客がもつ斬奸状に歪曲せられ、このことから同年十二月幕命により下谷御徒町にある大洲藩邸に幽囚せられた。この幽囚中に三瀬は岡島泰庵の囑により和蘭眼科書を和訳、さらに翌年四月、老中安藤信正の失脚と運命を共にすることく佃島の獄（寄場のこと）に投ぜられた。当時佃島の獄は疥癬と牢死病とも云われるポックリ病（高熱病）が蔓延しており、三瀬もこれに罹り、重病のため五月十日大洲屋敷預け（執行停止）とされている。この間の事情は前記諸文献に詳しく省記するが、寄場の内情一斑を物語る文献としては、小判貿易に連坐した在獄者高島嘉右衛門の自叙伝が適切であろう。すなわちその一駒はつぎのとおりである。

偕ても又余が佃島に移されて後数日を経るや、懲役場七部屋の世話役等協議の上、「今般新に移され来る高島といふ者は牢内にありし中吾々の顔役たりし者にて、同囚の人望浅からず又親切に吾々の世話をなし呉れたるものなれば、此際吾々は辞職して、彼を世話役に据えむこと、吾々一同の請願する所なり」と上申し、役人も之を採用しければ、余は夫より二番部屋の世話役となれり。是に於て余は勝郎を役所の小遣に、周三

を油方の飯焚に用ゆることに周旋したりしが、他年放免の後周三曾つて此時のことを笑ひながら語るらく、「彼の時飯焚に転補せられしは今日勅任官と為りし榮にも優りたり」と以て当時の苦役の状況を想ふべきなり。然るに一日囚徒趨り来りて余に急報するやう、貴下の引立を受けし周三は無調法ありて、今百本打ちに処せられんとすと。百本打、何本打と云ふは筈にて打つ体罰のことにて、昔は博奕打杯に往々此刑罰を施したるものなり。余は此報に接し取り敢へず現場に駈け附け、如何なる理由あるかを問へるに、周三は役人の飯を焚かむとて三升許りの米を黒焦にしたれば、役人怒りて此処刑を加えんとするなりとの事なれば、余は百方彼が為に陳謝し、漸く減刑となり、且つ其処刑は役人に代り余の手にて済ませたり。偕て斯る際にあり乍ら周三は流石餘裕綽々胸中おのづから閑日月ありて、刑の執行済みたる時、土間に脱ぎ置けの衣服の塵打ち払ひながら、高島君一句出来たりとて、

慣れぬとてたちまふ事のもどかしき

我れ賤が女におとりけるかな

と口ずさめり。余は飯焚は彼の任に非ずと認め、囚徒の煎薬係に転ぜしめければ、周三固より医学に達し居ることゝて、頗る其任に適したり。放免後彼は大阪に出で、独力を以て医学校を設立し、独逸人を聘して教頭に任じ、自ら副教頭となりて広く学生を養成せり。明治初年西洋医学を西国三十三ヶ国に普及せしめ、医学界の統領と仰がれ、国家に貢献すること多大にして、名声噴々たりし三瀬周三とは即ち此人の事なり。<sup>(6)</sup>

この煎薬係となつてより三瀬は所を得たよう、獄中杉田宗端の囑による和蘭医書の翻譯とか、他に英文典翻譯、蘭語翻譯の鍵、独英蘭仏対訳集など数多の訳業を為しており、大洲大禪寺境内にある三瀬先生頌徳碑に「偶奇遇に遭ふや苦役の傍、英蘭書を訳著し、特に獄裡の衛生、囚徒の保健に関して建白し改善上尽瘁せり」と伝えるごとくである。

この間、ドイツ人医師エレメンズ、アメリカ人宣教師フルベッキは、殊にこのエレメンズは明治六年三瀬と共に明治大帝に拝謁仰せ附けられる名医であるが、面会に訪れ、慰問品としてブドー酒・パンの差入れをなして<sup>(7)</sup>おり、と同時に幕府に強く放免を求めている。差入れのブドー酒が三瀬の口に果して入ったかは疑問であり、恐らく許されなかったと考えられるが、こうした品が差入れされたことは、幕末とは云え石川島では初めてのことであったと思われる。また入獄中、伊達奥方から守護用と思われるが「三瀬家の紋亀甲型火打石容袋」が差入となっている。

こうして慶応元年、在獄五年の三瀬は赦免出獄となっているが「入牢以来星霜を閲すること五、其間世態大に変遷して幕府の権勢次第に衰頹し、其入牢以前には宇和島藩は幕府を憚りて、三瀬は其藩士に非らずとして関係を避けたるに、今は則ち宇和島藩主国士の礼を以て彼を懲役場に迎ふるの新機運となれり、此時藩の物頭は自ら周三の着用すべき紋服、袴、羽織、大小等を取揃へて携帯し、駿馬一頭を曳きて彼を迎ふるがために獄門に來り、周三は獄衣を之に更めて駿馬に跨り、威容儼然たる武士と變じ、意気揚々として出獄しける<sup>(8)</sup>」と伝えられており、当の幕府も在獄中の業績を賞するとして、紋服上下に鳥目を添えるという豹変ぶり、皮肉にも石川島からの一國事犯出獄が、幕府の瓦解、開国の曙を象徴する一世態であった。

思うに幕末混乱期の行刑制度として、高島らの如く玉石混淆、小伝馬町の獄から移されて来る者が数多く、その伝統的な弊風である牢法、悪疫をも人足寄場にそっくり伝えており、寄場は実質上幕府直轄の一大懲役場として、小伝馬町の獄（未決）と引継ぎ関係にある佃の獄（既決）と化していたことに注目しなければならない。少なくとも人足寄場としての伝統は影薄いものであった。

三 居越帳に占める若年人足の実態

創設期の人足寄場は大きな成功をみたのであるが、斯の如く油絞り作業の採用がこの制度の屈折となり、佃の獄とまで呼称せられるに至っている。しかも油絞りは尋常な体力では耐えられぬ重労働であり、このため、これに充てられたのは無宿無頼の徒の中でも屈強な青少年であったと風聞されている。油絞りに充てる寄場労働の若年層化という要請は、果して単なる風聞であろうかということであるが、今一つ、その手掛りとして「居越帳」なる未解読文献の分析を試みたいと思う。この囚籍書留帳は明治二年七月二十九日から明治四年二月十二日迄延二五二名の人足名が登載されており、その年令別構成は左のとおりである。

一三歳	二人	二二歳	一四人	三一歳	七人	四〇歳	〇人	四九歳	二人
一四歳	三人	二三歳	七人	三二歳	五人	四一歳	三人	五〇歳	一人
一五歳	一人	二四歳	一〇人	三三歳	五人	四二歳	五人	五一歳	二人
一六歳	一人	二五歳	一〇人	三四歳	一人	四三歳	三人	五二歳	一人
一七歳	二人	二六歳	九人	三五歳	三人	四四歳	〇人	五三歳	〇人
一八歳	二人	二七歳	八人	三六歳	二人	四五歳	二人	五四歳	二人
一九歳	一人	二八歳	一〇人	三七歳	三人	四六歳	二人	五五歳	〇人
二〇歳	五人	二九歳	六人	三八歳	三人	四七歳	〇人	五六歳	一人
二一歳	一人	三〇歳	三人	三九歳	五人	四八歳	一人	五七歳	一人

これで見ると、二一歳以下は一一四人で四五・五%と、ほぼ半数に近い者が今日で云う少年であり、二五歳以

下をもって青少年の対象とするならば一七一人と、全体の七〇%弱にあたり、三〇歳以下をもって対象とするならば二〇七人で実に全体の八二%にあたり、寄場の大半が風聞どおり青少年という若年層によりほぼ構成されるということが明らかである。したがって、弘化から安政年間にかけて、油絞りの最盛期には、もっと人員も多く労働も強化されていたことは、その収益の実績によっても明らかである。居越帳にはこれら若者につき

已十二月廿日入

徒貳年半 柴田梅吉 巳十六歳 遠州無宿

壬申六月四日満刑ニ付裁判所ニ引渡 但雜物並働錢相添

午二月廿七日入

徒貳年 池田霧吉 午十六歳 新宿町無宿

申二月十日期限ニ付裁判所へ引渡し

午二月廿八日入

徒貳年 中村長吉 午十八歳 神田皆川町無宿

申二月十日期限ニ付同所へ引渡事

午五月九日入

徒貳年 中沢新太郎 午十六歳 浅草福井町二丁目喜代丸  
借地無宿満連れ忒

申四月廿二日裁判所引渡

午五月廿九日入

百答罪之徒貳年 田熊村徳三郎 午十五歳 檜村丁清次郎地借  
松蔵方同居

壬申五月十日満刑裁判所ニ引渡

午十月十七日入

徒貳年 松本八五郎 午十六歳 信州松本無宿

申正月七日病死

午十月十八日入

徒貳年 小島伊三郎 午十八歳 麴町無宿

申十月二日満刑ニ付働錢雜物相添其掛江引渡

受 山井秀規

午十月十八日入

徒貳年 柏崎久吉 午十五歳 越後国柏崎宿無宿

申九月廿日赦免ニ付東京裁判所迄引渡

午閏十月十日入

徒貳年 竜濟徳次郎 午十三歳 越後国今町無宿

申九月廿日赦免ニ付東京裁判所迄引渡

午十二月廿三日入

徒貳年 浅田銀次郎 午十三歳 浅草福富町無宿

(服役中のため転末は記載なし)

未二月五日入

と例示のごとく記載せられている。このほか散見されるのは、やはり後家の連れ子などが多く、これは今日の母子家庭、欠損家庭にあたる。年令の最下限は十三歳で越後からの家出少年と浅草福富町無宿の少年である。まことに幼い子供が徒刑に服したものである。

(服役中のため転末は記載なし)

徒貳年半 梅田熊吉 未十五歳

下谷万年町老町目七番地  
借居中村市五郎方同居  
桜田彦兵衛後家ふん伴

さらに寄場放免者で身寄りのない者を引受ける掛りがあったことが右の例示からも知られよう。この記載は同帳第十六葉目に養□山井秀規、同第三十九葉目裏に受 山井秀規という名前がみられ、「其掛江引渡」と記されている所から、これは成年、未成年の区分なく引受けた親代りで、裁判所指定の嘱託相当の掛りであろう。おそらく明治以降ではこの人が官で任命もしくは委嘱した免囚保護の最初の人と考えられる。したがって、身寄りのない者を引受けるこの様な制度は、創設時の免囚保護の精神から寄場と共にあり、常設して存続していたと考えられるのである。こうした点から、当時わが国には西欧のアムステルダム懲治場 Zuchthaus (一五九五) や、ローマ法王クレメント十一世 Clement XI が創設した聖ミカエル少年感化院 Hospice of St. Michael (一七〇三) といった、懲治場・感化監・少年院に相当する公共の少年矯正教育施設は存在しなかったのであるが、偶々人足寄場が西欧のこの種施設に相当し、家内仕置や寺小屋仕置程度では取縮れぬ青少年に対し、代用少年刑務所、代用少年院としての実質的役割を担った唯一の公共施設、しかも国の施設であったといえるのである。

#### 四 東京市養育院・横須賀徒刑貧院などへの分岐とその系譜

幕末、石川島より横須賀製鉄所建設のため人足二〇〇人を派遣、これが明治二年「徒刑貧院」と称され、無籍

の貧民をも併せた寄場となっており、貧民と徒刑の賃金格差は僅か二分の違いで扱われている。この部分は横須賀寄場の項で詳説するとして、同じく明治二年に石川島人足寄場は徒場となり、伝統的な教化授産の系譜のうち保護授産に係わる部分が、規則・取扱内容とも東京市養育院に大きく継受せられていったことも見落してはならぬところである。無籍貧民への養育院創設は、あたかも人足寄場創設期の事情に酷似しており、人足寄場が維新により養育院として復活再生されたとも評せよう。

院内規則には養育院掟書、伍長規則、女部屋伍長規則、看護人規則、炊事方心得、食堂規則、浴室規則などがある。各規則末尾には「右の条々堅く可相守者也」とか「右の条々不可違背者也」と人足寄場類似の規定が殆んどつき、食堂規則などは「不寝の番を心得時々拍子木を打取締り可申事」といった定めもある。次に示す仮規則は授産に係わるもので、規則としては最後の明治六年九月に制定されたものである。

#### 仮規則

##### 一、紙漉諸道具類 一式

但最初買入の分は兼て建白書の通悉皆御任せ可申候事

##### 一、紙屑買入方

但時宜相場を以買入候儀に付其節の便宜に随ひ可申出候事

##### 一、漉手職の事

但窮民共の内にて漉方手馴の上は漉手職相断可申候事

##### 一、売上り金益の事

但売上り高金益の内七割宛為世話料て差出可申候

右御規則の通被仰渡承知仕候依之御請申上候処仍如件。

また作業については紙漉小屋と諸器械が同年十二月二日整えられ、爾来紙漉は院内工業の中心として相当長く存続している。しかしこの年末は、これら設備工事のため仕事にかかれなかつた様で、

養育院入院の窮民無病壮健の者日雇会社へ差入力役に食し候様仕法相立候処近来使方に差支殆と坐食の姿に相成難渋の趣に相聞候此処官府に於て御堀浚相始り候哉に承知仕候間可相成は右窮民を御用被下候は、公私両便の儀と奉存候尤不慣の者共に候間社長とも精々検査督責御用便相成候様可仕此段可然思召候は、其筋へ御掛合奉願候也

明治六年十一月二十八日

会議所

御掛御中

といった事情であった。このため同年十二月から車馬往來の雑沓が激しくなってきた東京市中の道路修繕に出役が許されている。いわば養育院よりの外役である。これらは、この当時の東京府石川島徒場の懲役百日以下の囚徒外役内容と殆んど変りない所である。さらに養育院六十年史二四九頁に左の記述がみられることも重要である。

窮民中不良の児童懲治監入の儀上申

何 某

明治四年八月五日生  
八月満十年一ヶ月

右の者儀明治十三年二月九日父母一同入院致し同年八月中兩親死亡孤児と相成る処平日私欲逞敷不良の所業屢々有之候間其時々懇篤教誡を加へ候得共改心の体更に無之却て増長候様被見請後年如何様のものに可相成哉難計所詮本院に於て心底矯正候儀は難行届候間懲治監の御処分相成候様仕度此段上申至急御指揮被下度候

也

明治十四年八月 養育院長洪沢栄一

東京府知事 松田道之殿

この上申から、養育院では明治十八年棄児の收容を開始、明治二十四年までには棄児、遺児、迷児の收容は六八八名にも及んでいる。明治二十七、八年頃よりこの児らの中に不良児が増加、明治三十年十月、養育院感化部井之頭学校設置が決まることとなった。感化部は明治三十二年十月大塚辻町養育院本院横内に着工、翌三十三年二月木造二階建、尋常小学校と何等変らぬ様式で落成、同年七月より不良児の收容を開始している。思うに養育院の前身は窮民の救恤を目的とした江戸町会所であり、明治五年これが廃止された以後は管轄会議所の仮收容所として数多くの窮民乞食を收容、その後は東京会議所、東京市養育院へと変遷、ついには斯のごとく感化院（少年院）の先駆の一つである感化部をもつに至っているのである。かつて人足寄場が目的とした大きな部分と系譜がここにみられよう。

また、この養育院感化部井之頭学校の連携校には家庭学校と小笠原修斉学園があり、全国教護協議会編『教護事業六十年』一〇八頁に「井之頭学校では、新入児童を観察した結果、資質によって児童の一部を修斉学園に送致するという、段階処遇を行ない成果を挙げている」と、家庭学校と共同育成して転院させるといふ意欲的な実績が伝えられており、井之頭学校の後身は、わが国の代表的な教護院「萩山実務学校」（東京都東村山市萩山一〜二八二八番地）として、今も一層発展存続している。

## 二 人足寄場の徒場化・監獄化

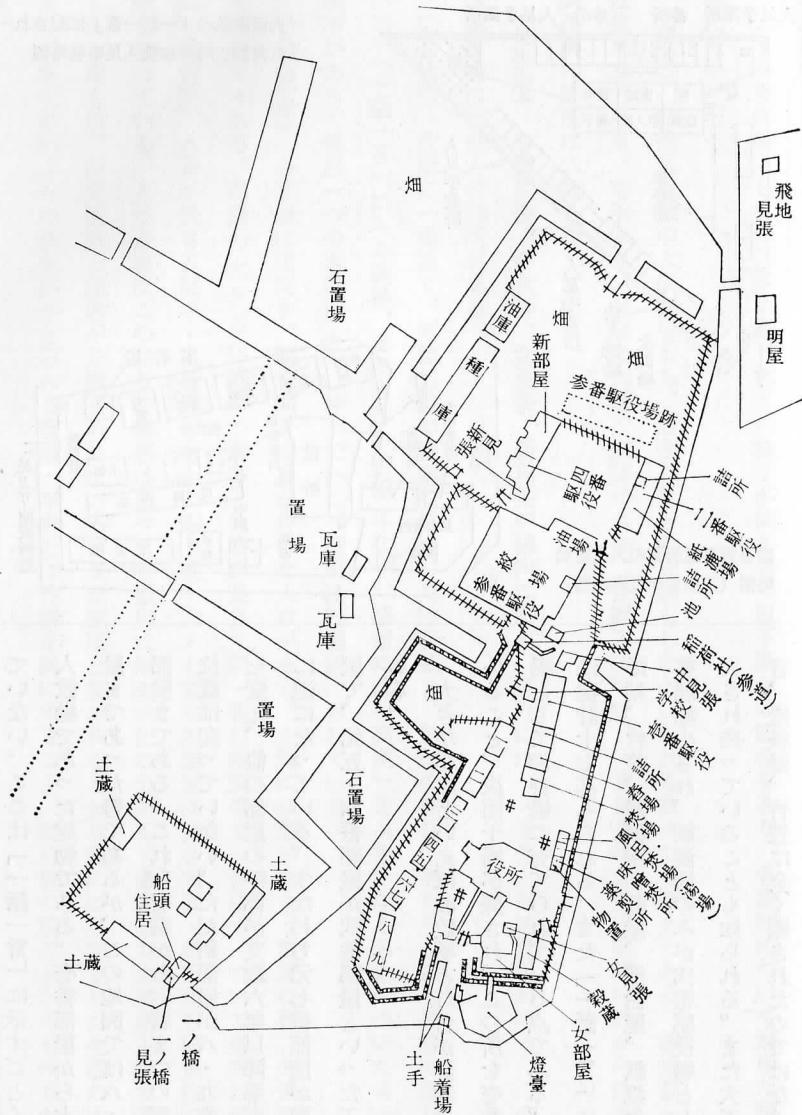
### 一 東京府石川島徒場・懲役場の官制所轄と寄場の遺構

明治元年二月、江戸は総裁熾仁親王麾下の官軍により接收せられ、鎮台府が設けられた。人足寄場は小伝馬町牢屋敷・品川浅草両溜と共にその鎮台府下の市政裁判所会計局に属され、明治元年十二月十八日「今般人足寄場会計官ヨリ当府へ御引渡ニ相成同掛調役野口鎌五郎以下役々当府支配ニ相成候間已後同所見廻出役ニ不及右掛リ詰切相止可申旨判事衆被申渡候且又寄場人足引渡等ノ儀ニ付同所へ掛合向ノ儀ハ其局々調役ヨリ右鎌五郎へ及掛合候筈ニ候事」(東京府達)<sup>(1)</sup>と、寄場が東京府の所轄となつてゐる。明治二年十二月八日にはさらに「其府管轄之囚獄総テ刑部省へ引渡申事」と東京府に達せられ、翌三年正月二十四日民部省達により「是迄東京府管轄致候囚獄并ニ佃島人足寄場浅草品川両溜共明後二十六日刑部省へ引渡相成以来同省管轄ニ相成候間為心得相達候也」(大全一頁)と、正式に刑部省に引継がれている。と同時に「佃島人足寄場之儀徒場ト相改候此段及御回達候也」(刑部省達)ということ、寄場はここに徒場と性格を改められることとなつた。刑部省内にはすでに明治二年十二月二日より囚獄司が小伝馬町囚獄内に置かれていたため、部内達などの書式では囚獄司徒場とも便宜呼ばれている。思うに明治以降の石川島については、

第一期 東京府石川島徒場・懲役場時代（明治三年二月二日から同八年十二月十七日迄）

第二期 警視監獄署・警視庁石川島監獄署時代（明治八年十二月十八日から同十七年八月十日迄）

第三期 警視庁石川島分署・巢鴨監獄への移転準備時代（明治十七年八月十一日から同二十八年十月三十一



明治4年石川島徒場絵地図

日)

とその官制の消長を区分し説明できると思う。現在当時の遺構を示すものは佃大橋を渡った左側の住吉神社北側運河石垣のみであり、平面構内図では「石川島徒場絵地図」が最も詳細である。この地図は

明治四辛未歳孟冬令縮図之

役所持地 貳万九百九拾三坪六合六才八才四毛

海軍所持地 老万貳仟五百七坪壹合五才六才四毛

総坪数合而 参万参仟五百坪八合貳才四才八毛

金尺 老間ニ附参分之割合

と右下隅に墨書されている。製図者は不明であるが、恐らく人足にはこの仕事は委せられぬ内部地図の性格上、絵地図に心得ある徒場役人の手に成るものと考えられる。土間は灰色、板間板廊下は茶色、畳部分は濃緑色、竈部分は黒色、油絞器械中央部は赤色、堀割・水面部は水色と、六色に塗り分けられた極めて精巧な絵地図である。各部寸尺・坪数はもとより、各建物の間取、押入、便所、縁側、石垣、それに各所にめぐらされている朝鮮矢来も丹念に描かれている。稲荷社には参道あり、鳥居が二つある。役所前には一直線の石畳が表御門に通じている。そこを下りると船着場である。徒場と名の変ったばかりの翌年の地図ではあるが、人足寄場時代の建物配置そのまま、当時の様子がつぶさに伺える。

この図により、文政六年以前、大田南畝が「一話一言」に記す三角形の寄場図、あるいは国会図書館に残る寄場図とは、作業内容、部屋番号に可なりの違いをみせていることが解る。違いのない点は役所と女部屋の地割り、それに揚場(船着場)であろう。平湯も一般人足用の湯場と、薬湯は薬煎所と名を変えているのみで位置は変っ

便所が夫々ある。部屋の大きさは式番・参番・九番が長さ九間・奥行四間半で一番広く、ついで老番が長さ六間・奥行同、八番が長さ五間半・奥行同、あとの四・五・六・七番の四部屋は長さ四間・奥行同で同規格の小部屋となつてゐる。人足寄場はこのように雑居はあつても独居は無かつたのである。徹底した大雑居主義である。しかし兎も角、作業部屋と住居が分離せられてゐる。また部屋と言われるとおり竈により独立した生活の本拠をもち、あてがいぶちの食事が与えられる監房・牢舎とは性格を異にすること、建造物の構造上からも明らかである。

(女部屋) 役所に一番近く、南は二重の練堀に灯台、東は穀蔵と、風紀の都合であろう、最も嚴重に囲われている。「一話一言」にみる洗場、女手業所の名称はなく、部屋には「高座」と「苙」なる名称のついた各一坪の場所があり、雑居一つの大部屋(二〇坪)である。便所は五個設けられている。

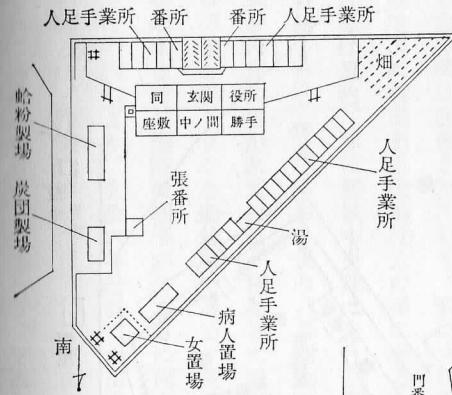
(人足部屋) 各部屋は東向き、観音開きの扉が付いた入口がある。土間には竈があり、部屋の裏、矢来側には便所が夫々ある。部屋の大きさは式番・参番・九番が長さ九間・奥行四間半で一番広く、ついで老番が長さ六間・奥行同、八番が長さ五間半・奥行同、あとの四・五・六・七番の四部屋は長さ四間・奥行同で同規格の小部屋となつてゐる。人足寄場はこのように雑居はあつても独居は無かつたのである。徹底した大雑居主義である。しかし兎も角、作業部屋と住居が分離せられてゐる。また部屋と言われるとおり竈により独立した生活の本拠をもち、あてがいぶちの食事が与えられる監房・牢舎とは性格を異にすること、建造物の構造上からも明らかである。

(役所) 参拾式畳敷の大広間をもち、鳥割りなどの評議もしたといわれる堂々たる構えである。部屋数一四、畳敷八二である。明示のない医局は六畳、玄関は八畳、畳廊下は五畳、一番見張は五畳と梁間坪数から計算、玄関西隣の訴所は六畳となつてゐる。

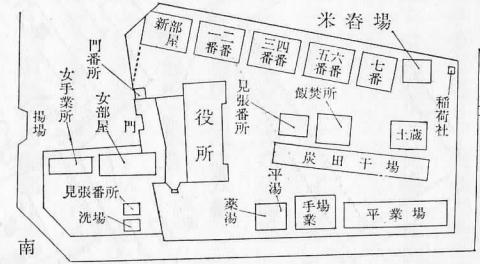
(見張所) 老番見張、中見張、女見張、新見張が構内にあり、構外には一ノ見張と飛地見張がある。このほか各駆役場には役人の詰所がある。

各駆役場には役人の詰所がある。

て規模の小さい点と、営繕と特に括弧( )せられてゐるところから、手業授産より寄場自営の営繕作業、今日で云う経理作業としての営繕に振り当てた様子が伺える。以下紙面の都合もあり、各建物について簡単な説明を加えたい。



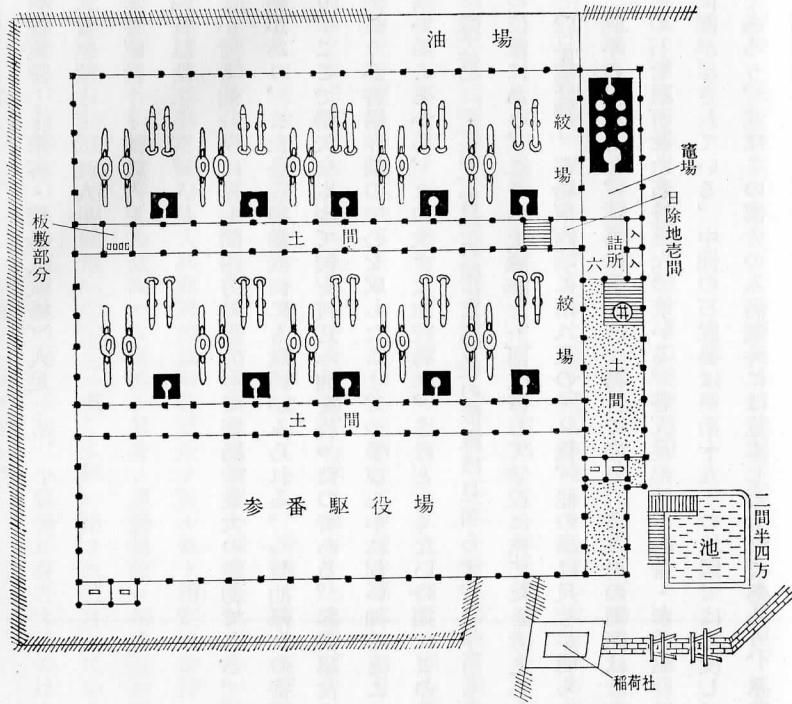
国会図書館所蔵の人足寄場略図 (天保12年以降の図)



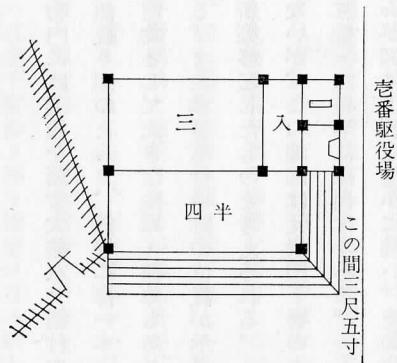
大田南畝の「一話一言」に記された創設当時の加役人足寄場略図

ていない。ここは「一話一言」に示すごとく元病人置場であつた建物である。老番部屋から七番部屋まであつた筈であるが、この地図では八・九番部屋までである。これら老番から七番までの部屋の位置は變つてゐない。ただ新部屋が八・九番と名を変え、他の部屋の呼称が文政六年以降幕末の間に逆になつてゐる。すなわち元七番部屋が老番部屋で、元五・六番部屋が式番部屋といった工合である。

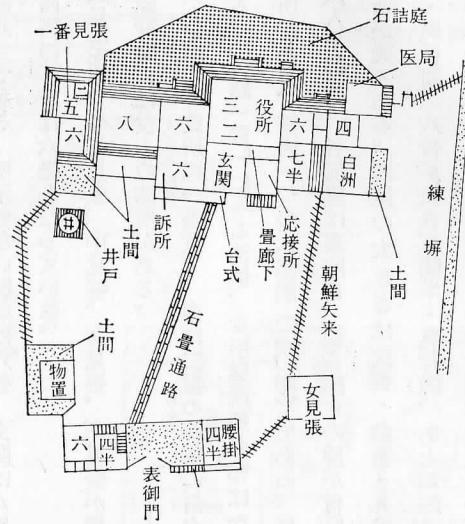
大きな相違といえば油絞場と灯台が設けられてゐること、炭団干場が廃され、この所を老番駆役場として米舂場に充てられてゐる点である。春台は総計十七基みられる。また「一話一言」にみる彫刻、竹笠、屋根屋、籠屋、鍛冶屋、紙漉などは整理縮小され、紙漉場のみが式番駆役場として拡大され残つてゐることも知られる。また大工、左官、屋根屋、竹笠は全く廃されたのではなく、四番駆役(営繕)として残されており、地図からみ



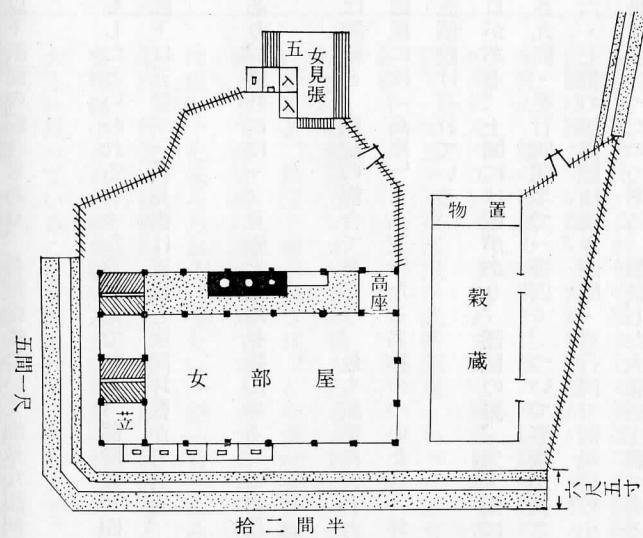
石川島徒場油絞場見取図 (明治4年)



寄場内の学校平面図 (明治4年)



石川島徒場役所周辺図 (明治4年)



石川島徒場女部屋周辺図 (明治4年)

(作業場)

沓番駆役……米春・焚場(炊場)人足  
式番駆役……紙漉人足  
参番駆役……油絞人足  
四番駆役……営繕人足

なかでも油絞場は拾七間四方の正方形で寄場中最大の建物である。この建物内には菜種を蒸す大釜八ヶ据付の竈場があり、また各絞場器機側にも竈場がみられる。「製油録」の寄場人足油絞り図のとおり、鉢巻に禪一本となり、ここで掛矢をもって楔を打込み油を絞ったのである。参番駆役の付属建物として大きな油庫・種庫もあり、油絞りが寄場作業の中心を成したこと、つまびらかに伺い知るところである。また参番駆役場跡の位置が示されていることから、この大きな油絞場は、さほど古くない時期にこの位置へ新築移転したものと考えられる。

(学校) 「一話一言」の図には学校の位置は見当らず、心学所も見当らないが、この地図は元炭団干場の土蔵の位置にあり、この土蔵跡を一部改修して学校に充てたと考えられる。三畳・四畳半に縁側付である。

(付属設備) 寄場南西端に巾八尺の一ノ橋、他の橋は尺寸が明らかでないが図によれば遙かに狭い。表御門は二間半の幅をもち、炊場は大釜三ツ据付である。各井戸の周囲は板敷となっており、風呂は木風呂に大きな長方形の石を組合せた石畳となっている。各人足部屋、沓番・参番駆役場のいずれも東側には下水道の溝が掘られた位置が示されている。中洲の石置場は明治十九年の地図では水没しており、この時でも未だ低湿地であったものであろう、或はこの部分のみ満潮時には冠水したものであろう、水色に塗られている。

明治四年二月日開「徒場規則」が定められ、これらの遺構の上に遇囚が厳正に展開されていた。徒場とはい

えまだまだ官制条目に寄場の遺風様式をそのまま継受せられた部分が多い。徒場規則によれば取締掛・庶務掛・会計掛・駆役掛などあり、その詳しくは法規分類大全三八頁以下に示されている如くである。

二 東京府石川島徒場・懲役場の使役遇囚

徒場としての分課役職が整えられていった中で、最も寄場の伝統を引いたものは明治三年十一月に設けられた学校「勸善場」であろう。寄場は松平定信の時より心学の大家手島堵庵の高弟で江戸に参前舎を開く中沢道二として人足の教化遷善に意をそそぎ、月三回招いて心学を講ぜしめており、爾来幕末まで続けられたものであるが、明治二年に至っても学舎定則を設け、「教授所に入る者は博物多議を求めず只管放心(放った良心)を求むる一端を得ん事を欲すべき事」と、一、六の日をこれに充て、月六回心学により人倫五常の道の修得を指導している。明治三年徒場と改まってよりも、石川島徒場定式取扱手順に「毎月一ノ日、徒人駆役筋総休暇ノ事、徒人へ心学講話之事、但シ六ノ日ニハ菊地冬斉罷出、心学ヲ講ズ」とあり、一ノ日に平野橋翁と推断されるが参前舎が、六ノ日には菊地冬斉の自謙舎が交互に出講している。折柄、廃仏棄釈の影響も著しいところで、明治三年十一月日開、徒場掛より刑部省へ「當場構内ニ在来之稲荷小祠有之此祠中ニ徒人共兼々部屋内ニテ祈念信仰致居神々ノ札ヲ勸請仕尊崇ヲ相増徒人共罪障消滅無難安全ヲ祈ル処ト相定メ参拜ノ仕方ハ百度千度参リ坏ト相定メ日々病人或ハ衰弱者等引出シ拜礼ヲ致候ハ、自然ト其身ノ運動強健ニ相成且神罰ヲ畏レ惰氣モ振起シ勸善勉勵ノ一端ト相成可申ト存候間此段相伺候也」(大全三二頁)と伺い出され許されているのはこのゆえである。以来わが国の監獄・刑務所に、教誨堂のほか稲荷社の祠と小池、小庭園が存在するのはここに由来し、安らぎを与えている。これは世界の監獄でもめずらしい事例の一つである。

同月また徒場掛より刑部省に「當場徒罪人駆役筋之余業ニ勸善ノ道教諭仕度就而者徒人共之内是迄素読等相願候者モ有之候間右之輩ニ申付使役之暇聖賢之道講議為致候得ハ無益之雑談トモ相違ヒ改心之一助ニモ相成且勸善ノ名義ニモ相協可申間四書五経孝経之類賢上夫々来読講釈等出来候者ニ相渡置休暇或ハ夜中杯回読講議為致度依而此段相伺候也」と伺い出、「伺之通」と許可せられているが、これは心学だけでなく徒罪人中の素養ある者を教師として起用、修身書を講読させたもので、新しい試みである。これには参前舎からの派遣に支障があったからにもよると考えられ、明治四年一月に代講として

十五番中年寄 内田勘左衛門

右之者心学教諭致候趣に付、毎月兩三度づつ徒人共に教諭為致度、依而右御差支無之候はば、當場へ出頭致候様御達有之度、此段及御依頼候也

辛未正月十三日 囚獄司徒場掛

東京府常務局御中

というこゝで罷出承知となっている。これらのことから明治四年二月、徒場規則取扱方手順は次の如く改められた。

一、毎月一ノ日徒人教諭ノ為、心学致候者出頭申付講議為致候事

但一箇年手当トシテ金五兩遣シ候事

一、徒人之内、素読致候者相撰ミ、経書貸遣シ、日々稽古為致候事

これは心学（教誨）と経書素読（教育）が二分せられたもので、今日の監獄法第二十九条・第三十条の教化規定が教誨（宗教・道徳）と教育（学科）に二大別されている原型である。翌明治五年九月からは宗教教誨が加わり、

真宗東本願寺派の権中講義仰明寺対岳が小伝馬町の囚獄とこの徒場の双方の教誨にあたることとなって、教化はまことに手広く充実せられていったといえる。

つぎに徒場の検束状況と収容区分についてであるが、まず囚人徒役人出入方につき明治四年九月日闕「司法省東京府申合」（大五三三頁）をなしている。

#### 第一条

一 囚獄及徒場ノ罪人出入ノ節ハ其前日囚獄掛ノ東京府官員ヘ可掛合候事

#### 第二条

一 囚人行刑ノ節死罪ハ前々日流以下ハ前日東京府庁ヘ可達候事

#### 第三条

一 行刑ノ節囚人護送等凡囚人徒役人出入取扱ノ儀ハ一切当省ニ於テ關係不致総テ其場所掛ノ東京府夫卒ニテ取扱候事

#### 第四条

一 凡囚人徒役人疾病事故有之節報知掛合等直ニ右場所出張ノ東京府官員ヘ可掛合候事

これは、明治四年八月、司法省所轄の囚獄司が廃止となり、東京府の囚獄徒場・伊豆三島の流罪人所轄事務が東京府常務局囚獄掛に移管したためである。このほか司法省から東京府に事務移管中の注目される事項は、脱牢者を司法省内の牢庭杖罪に付す慣習を改め、囚獄の長に獄内懲罰として即決させることに定めたことである。すなわち同年十月十三日司法省より東京府へ達として「脱牢ヲ企候者共牢庭ニ於テ杖罪申付候儀ハ以来囚獄中ノ懲罰ニ相定候間其役所ニ於テ囚獄ノ長ヨリ申渡決罰可有之此段及御達候也」とある。これは典獄の懲戒権を法的に明

確に位置づけた嚆矢である。この当時の徒場内における諸犯則は一律杖罪でもって臨まれたと云ってよく、ただその効果は明確でない。

杖罪はこの他、脱籍無産の徒にも用いられている。すなわち、当時治安対策としてこれら徒の復籍策は新政府の最も苦慮する社会政策・刑事政策であった。明治二年三月八日開墾役所が東京府に置かれ、同月十日府達により「今度戸籍改正被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候に付ては無産之徒下総小金ヶ原へ相移開墾に使役可<sub>レ</sub>致旨被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>」という対策が打出されており、藤井甚太郎の論考にも「北海道に次での大開墾は小金原の開墾である。此の開墾は初め浮浪無籍の者をして常職を得せしめん為であった。其他佐倉藩士の首唱になる下総国印旛郡上勝田村荒蕪地五十町歩の開墾を初め、福島県下には高知藩・鳥取藩・久留米藩・柵倉藩・岡山藩・二本松藩の開墾社がある」と。さらに横瀬夜雨の『史料・維新の逸話』一五六頁にも堀田相模守預りの印旛郡三牧という地の開墾に充てたことが示されている。しかしこれはやむを得ない窮余の者で、原則は一々本国へ送り返すことにあり、「本人に本籍があればその親族またはその町村から取り、当人が籍から除かれていれば、その入費はその地方官から賄い、途中の入りは途中官費たるべきこと、泊りは白米四合、銀五匁、昼は白米二合、銀二匁五分の定めであった」と云い、相当な出費であった。このため管杖実決の方が安易であったのであろう。明治四年十一月二十日「脱籍無産ノ徒復籍方ノ儀当四月中御規則ノ趣モ有之候得共一体右等ノモノ共ハ生業無之住居等モ減却妻子ヲ携又ハ離別イタシ其郷里ニ難任事故アリテ脱走ノ上所々流落致候者多ク取押ノ上杖刑ニ処候而モ懲戒ノ詮無之」(下略)と大蔵省からの伺いにみる通りである。これについての回答は同年十二月二十六日達により「脱籍無産ノ徒復籍方ノ儀兼テ相達置候規則ノ通可取扱ハ勿論ニ候へ共右等ノ内原由篤ト相糺本貫庁へ掛合ノ上其者郷里ニ持地住居モ無之婦籍為致候テモ生業難相立者ハ以来府県送ハ差止メ杖刑ニ処シ候ニ不及其地徒刑場へ入レ刑人ト區別立置職業為相當

追テ独立活計立候ハ、望ミノ地へ入籍取計其旨当人本貫へ相達候様可致事」ということであった。

さて、次いで徒刑人の使役についてであるが、脱籍無産人のほか既に前年の明治三年一月十七日准流法が制定せられており、北海道流所規則制定まで暫定的措置として流刑を停止、役限を五徒の上に加え流刑を犯した者は一等徒役五年、二等徒役七年、三等徒役十年に照準し処理、各府県徒場で尋常徒人と區別し嚴重駆役するよう太政官達が出されている。したがって石川島徒場では長期の准流刑者のほか、脱籍無産の徒をも収容してゆくこととなり、これらの区分もあり課役の工夫は一層難しくなっている。このため左の方策が裁許せられている。

徒場掛ヨリ刑部省へ伺 三年十一月日願

當場製造物之儀是迄諸作物取起候トモ徒人共仕覚候業前聞糺申付候ニ付製造物多端ニ相成其上徒人工業ヲ課候ニハ其作物ニ依リ器械相変リ候品買入出来中其徒人病氣又ハ赦免ニ相成候得ハ其後業受継候者更ニ無之自然ニ不益ニ陥リ候又ハ出来ノ品物等市中ニ売払候ニモ町人共其情実ヲ知候ニ付仮令品物宜敷候トモ格別安価之由申之或ハ品物見下何分ニモ売捌方ニ差支候就テハ當場ニテ製造致シ當場ニテ賄筋ニ相用候左之品々漸々取起候得ハ徒人トモ多寡ニ依リ製造モ出来且市中ヨリ買入候ヨリ余程益筋ニ相成候而已ナラス不朽ノ製造物ト存候ニ付取立度候得トモ食料ノ品々故精々仕候共万々一餽敗ノ憂無之哉モ難斗候間左ノ件々取調此段申上候也

綿布製

右古綿買入撰之續之織之裁之等都而徒人ヲ相用候得ハ余程使役方出来候事

醜製

右ハ大豆塩等買入賄所ニテ相用候程製造致度候事

## 醬製

### 前同断

## 野菜物

右ハ當場構外立退場空地等都テ開墾致シ徒人トモエ申付其節々之物蒔附植附厨下賄料ニ致度候事

右四品是迄市中ヨリ買上候得トモ御許容ニ相成候ハ、官員之中ニ右製造方心得居候者有之候間来年中ニ漸々取起シ徒人ノ工作ヲ以徒人ノ賄料ニ充候様仕度候也

この記述中、寄場構内外の開墾による野菜の自給自足については前記「石川島徒場絵地図」に明らかで、北側部および海軍御用地の空地は畑の部分多く、海軍御用地畑と記す部分に「従表門前畑地俱合而 総坪数壹万四千五百九十九坪七合七才四毛」と記され、徒刑人による蔬菜の自給がおおむね出来たと考えられる。『獄制沿革略』によれば明治三年四月、小伝馬町囚獄を囲む大小の堰埒その他の管轄や囚人用の米運搬などを、従来から附近地主に課して来たがこれを廃し、一切囚獄司の費用で負担することあり、明治四年十一月大蔵省達第九十号により、徒刑人の入費は今後有籍無籍にかかわらず官費とするので、新律に照らし雇工力役により入費を補うよう注意されたい旨達せられていることから、ここに今日行刑の基本原則の一つとなっている自給自足の体制が固められていったことを注目すべきである。さらにまた、これは徒刑人の急増、集団処遇上の要請という現実から引き出されたものでもあるが、何事も「一挙両全」という囚徒使役の経済性に逢着させる思想をも見逃してはならない。これは今日まで貫かれた刑務作業の作業調定高第一主義の前提目標であり、刑法第十二条に示す定役執行上の潜在的指導原理でもあったからである。ただ雇工力役により各自の入費を補うべく強調せられているこの折に、明治五年六月からであるが、幼少年囚にのみ半日就労・半日就学をおこなったことは、分別ある英断

とみなければならぬ。

明治四年二月二十七日、獄政改良を建白し多くの成果を挙げつつあった囚獄権正小原重哉が、香港・新嘉浦に派遣され、同年八月十八日帰朝しているが、その成果は翌年四月の懲役法（太政官布告第一二三号）、同十一月の監獄則（太政官達第三七八号）となつてあらわれ、徒場は一層定役に純化された監獄への体制に整備されている。すなわち懲役法により笞杖徒流の刑名を懲役一本に換え、同年四月の達第一一二号によつても脱籍無産の徒及び懲役満期後生業の無い者は徒場に留め置き授産の作業をさせることを認めるなどは、その一連の策である。特に監獄則緒言により「獄トハ何ソ罪人ヲ禁鎖シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ人ヲ殘虐スル者ニ非ス人ヲ懲戒スル所以ニシテ人ヲ痛苦スル者ニ非ス刑ヲ用ルハ已ヲ得サルニ出ツ國ノ為メニ害ヲ除ク所以ナリ獄司<sup>くじ</sup>欽<sup>しん</sup>テ此意ヲ体シ罪囚ヲ遇ス可シ」と、司獄遇囚の目的を明らかにしたことは、行刑理念の高揚上まことに意義深いことであつた。

明治六年一月東京府は笞杖実決を廃止、同年二月二十六日石川島徒場は東京府石川島懲役場と改称、同年六月改定律例（太政官布告第二〇六号）が頒布せられることにより、笞杖流刑を十日から十年の懲役刑一本に統一細分され、懲役十年の上に懲役終身と絞・斬・梟の死刑が置かれた。こうした法改正下、徒場から懲役場へと名を改めた東京府懲役場であるが、旧寄場風の条々は尚々温存せられていた。その一例は次の「入場ノ節告諭之事」である。すなわち

一、其方懲役被仰付タル上ハ夫々職業申付ル間法令ヲ確ク守職業ヲ出精致シ赦免後ノ元手金ヲ心掛ヨ

一、差図ヲ背キ職業ヲ出精不致或ハ盜博突喧嘩等ヲ致スモノハ敵罰ヲ申付ルソ

一、火ノ元大切ニ慎ムハ勿論外罪人ノ悪事ヲ見聞セハ早速ニ申立ヨ譬ヒ同類ニテモ科ヲ免シテ褒美ヲ遣スソ

右申聞タル事ハ夫々獄舎へモ張出シ置タレハ役付ノモノヨリモ能々承リ確ク相守レ(大全五七頁)

といった表現がこれである。可なり乱暴な表現であるが、これは明治七年二月男檻の揭示条目として「懲役ハ各般ノ工役ニ服シテ勞役ヲ以テ惡ヲ改メ善ニ遷ラシムル朝旨ニ付必ス先非ヲ俊メ彝倫ヲ正シ万端嚴重ニ確守スヘキコト(下略)」(大全二三九・一四〇頁)と表現が改められ、女檻は平仮名でより簡明に記されている。

明治八年に入つて懲役場の処遇内規は急速に整備せられており、一月十四日には「囚人給与規則」(大全三〇九頁)が定められ、已決囚は総て左の定則に従ひ一旦官費を以支給し追次傭工錢収入の内より償却すへしとされている。石川島懲役場では一月二十四日新聞の差入を禁じ、八月二十五日には写真の差入を許し、これを白洲にて閱見後領置という処置をなし、十一月五日懲役一年以上或は数カ月懲治監に在る男子は衛生上極力頭髪を剪薙(丸刈り)させるよう説諭承諾方の内務省達があるなど、囚人丸坊頭の制がこの頃より敷かれていつている。

### 三 警視庁石川島監獄時代の官制と職務分掌

ところで懲役囚の増加、特に凶悪長期囚の刑執行には多くの支障を伴つたようである。明治八年の暮、石川島は左の如く東京府伺・内務省伺により東京府から警視庁へ移管せられた。

東京府伺 八年十月二十二日

囚徒ノ儀未決者共從來屢破牢脱監ノ暴挙発リ懲役場ニ於テハ近來月ヲ逐ヒ已決囚増加シ其中終身及ヒ十年ノ者ハ無期永遠ノ罰苦ヲ厭ヒ死ヲ急キ殺死ヲ謀リ常ニ鬪殴ヲ潔トシ其他種々ノ惡事陸続トシテ不絶兩掛ノ者共看護警防而必至ト困却ニ及ヒ是迄破牢又ハ逃走ノ際ニハ必ス警部巡查へ依托シテ取押候儀ニ候ヘトモ自然手當相後レ候然ルニ欧州各国ノ中ニハ獄舎ノ取扱撲撲等一切警察官管理致候国モ有之哉ニ相聞候間旁囚獄懲役

場トモ警視庁管轄ニ被付候方可然哉存候此段御評議有之度警視庁へ協議ヲ遂ケ上申候也

内務省伺 八年十一月九日

囚獄及ヒ懲役場事務ノ儀是迄東京府於テ取扱来リ候処暴戻ノ囚徒種々惡事ヲ企平常連モ制馭行届別テ反獄等ノ際捕獲ノ術ニ差間候趣ヲ以テ右事務ノ儀一切警視庁主管ニ被属度旨別紙ノ通同府申出事実無余儀相聞候間右事務ハ自今同庁へ委任候様致度云々(以下略)

内務省達 八年十二月十八日  
乙第一六七号

東京府囚獄懲役是迄同府取扱ノ事務自今於警視庁可取扱旨相達候条此旨為心得相達候事(大全三二頁)

警視庁取扱となつた懲役場は、取付き東京府大属鬼塚綱正が懲役掛を命ぜられ引継いでおり、僅か一カ月余で一等警視補小野田元熙と替っている。同時に囚獄掛は大警部安村治孝が充てられた。明治九年二月二十九日懲役場、囚獄役所は警視庁懲役署、警視庁囚獄署と改称され、明治十年七月二十八日には警視本署、囚獄署が廃止され、石川島懲役署は警視監獄署と呼称せられることとなった。同時に囚獄署(市ヶ谷)も廃されて、その事務も石川島の警視監獄署に移されている。<sup>(15)</sup>さらに同年十二月二十日、明治九年三月二十二日から設置されている鍛冶橋内の監倉署(監倉事務取扱所の後身)所管の未決囚に関する事務をも警視監獄署に移付せられた。ここに警視監獄署が未決・已決囚に関する一切の事務を総括することとなり、機構上は寄場時代と様相を一変、わが国最初の近代的大監獄を成すと共に、治獄についての官制権限を統一した独立行政官庁になったのである。特に監獄署と称したのはこの石川島が最初であり、人足寄場発祥の地そのものが、わが国最初の監獄に充てられた意義は大きい。歴代署長は左の通りである。

年月日	署名	署長	前任地	転出地
明治8・12・28	徳役場	鬼塚綱正	警視庁八等出仕 東京府大属	不明
明治9・1・18	徳役署	小野田元熙	権大警部 一等警視補	欧州出張
明治12・2・14	監獄署	安村治孝	陸軍中尉	囚獄署長
明治16・8・24	"	川幡清貞	四等警視	監獄本署長
明治17・8・16	石川島監獄分署	重田位俊	副典獄	石川島監獄分署詰
明治17・9・22	"	富田通信	内務省御用掛	不明
明治19・3・1	"	大浦則泰	福島県監獄署長 内務三等属	非職
明治23・1・31	監獄石川島分署	丸山幸之助	広島県監獄本署長	消防士(役職) 不明
明治24・4・2	"	監獄書記 前田 伝	警視属	市ヶ谷監獄支署長

この間、内務省・警視庁中枢において警視監獄署を監督指揮した人は、引継頭初は大警視川路利良があり、明治九年四月二十一日からは権大警視綿貫吉直が第六局(監獄・囚獄)を分掌、明治十年九月二十日からは第七課(懲役・囚獄)の分掌として同じく少警視綿貫吉直が、同年十月二十四日からは同課を権中警視石井邦猷が分掌している。明治十二年七月十四日内務省に監獄局が初めて設けられ、初代局長にこの石井邦猷が就任したことも付記しておきたい。その後石井は明治十八年四月、三重県令に就任するまで長期在任、直轄ともいえる首都の大監獄石川島と深い連がりをもったのである。

とりわけ石川島の警視監獄署が、警視本署・内務省と人事・官制に密着した関係を保つに至り、行刑人脈の基礎を築き、のちに監獄官署の社会的地位を高めたのは明治十年の西南の役である。石井邦猷はすでに佐賀の乱で内務卿大久保利道の側近幕僚として随伴、江藤新平らの断罪案を起草した一人として知られるが、西南の役では留守居役に廻り、大警視川路利良が陸軍少将・別働旅団長として陣頭指揮、戦乱勃発と同時に、賊徒検束のため囚獄署長安村治孝が川路に随行している。また、この警視隊と鹿児島県令との連絡副官として派遣されたのが権少警部小野田元熙である。綿貫直吉は陸軍中佐兼少警視という肩書きで、川村参軍下の鹿児島米倉警視隊という西郷軍に最後のとどめを刺す総指揮長の地位にあり、石川島監獄分署副典獄となる重田位俊はこの配下の中隊長、警部補を勤めたのである。西南の役が終り一等警視補に昇進、再び懲役署長に復帰した小野田は、明治十年十二月廿八日であるが、署中掛人員別紙の通相定候条各検印之上返却可有之候也として、左の署中掛配置を定めている。

看守	
甲(朱書)之部	三等少警部 大串 保 印
乙之部	一等警部補 飯田 十 印
同附属	
看守所受付	等外一等出仕 坂寄雅弥 印
	雇 川上 貢 印
	獄丁取締 岩谷義行 印
	等外一等出仕 内田正忠 印
	同 二等出仕 森 一三 印
	同 人見武信 印
人民諸願受付 贈与物掛	獄丁取締 安原金蔵 印



第三駆役場

活版駆役掛

長  
副長

庶務

雇  
一等獄丁  
石川新七 印  
遠藤即章 印

雇  
同  
大沢東馬 印

同  
同  
鈴木泰二郎 印

同  
同  
中村彦太郎 印

獄丁取締  
小林喜平 印

等外一等出仕  
磯野弘登 印

同 二等出仕  
石橋光寅 印

一等獄丁  
滝口小太郎 印

監獄第二支署詰

三等少警部  
重田位俊 印

一等警部補  
和田正明 印

書記

等外一等出仕  
山下備至 印

同  
九尾義浪 印

同  
大能元享 印

會計

二等警部補  
屋代斐 印

監獄病院會計兼務

十等属  
波多野彦助 印

雇  
同  
青木庄三郎 印

等外一等出仕  
金子政長 印

同  
井浦可興 印

獄丁取締  
橋本友紀 印

雇  
同  
酒井金次郎 印

この掛各氏名下に各自捺印し任命の略式補助簿に換えている。掛は今日で云う各職掌の主任・分任あるいは係長相当格である。看守・書記・会計・記録の筆頭者は署長直下の決裁欄に名を連ねており、今日の課長以上に相当する管理職である。特に看守掛は監獄第二支署長と同格の次席扱である。この名簿の他に多くの監獄詰巡査・獄丁が附属し、総員三百余名で治獄の任務を遂行したわけである。押丁・獄丁という附属傭人の管理は、旧幕の弊風をおもんばかり、獄丁懲戒内規（庁史稿五七八頁）として厳しく取締られている。押丁は小使を九年三月十三日改称したものであり、獄丁は同月二十五日、二十五名も増置されている。看守掛は江戸幕府職掌同様複数で、甲ノ部・乙ノ部とあり、晝夜勤務二交替制の各監督責任者である。明治十年代に至っても建造物は人足寄場時代の配置そのままであって、元寄場役所の建物は明治十年まで使われ、十一年からは新船松町対岸に設けられ、ここに庶務・記録・会計等が詰め、玄関詰とは旧軍の衛兵、旧幕の制でいえば門番、今日でいって受付係、接遇係で、寄場時代の見張並でなく事務系に所属している。これも監獄が近代官庁に移行した印であろう。この時点では用度・作業は未分化であり、調度（用度）は会計、原材料の仕入れといった作業用調度は会計と駆役掛兼務で、しかも現場である各駆役場詰に直結させている。物品管理事務としては正当でない形態であるが、監獄管理機能と

しては簡便で能率的であつたといえよう。

また役場配置につき六年前の<sup>えきじょう</sup>人足寄場絵地図と比較する場合、元役場（懲役囚の所属作業場）につき、明治十年の時点では左のごとく未だ大きな変動が無かつたようである。

明治四年

明治十年

忝番駆役（米春・焚場）……第一駆役場（女駆役場を管轄に加えたのみで寄場時代と同じ）

式番駆役（紙漉）……第二駆役場（存続され寄場時代と同じ）

参番駆役（油絞）……活版駆役場（翌年より製革に一部充当されたのみ）

四番駆役（宮繕）……第三駆役場（翌年より鍛冶工が拡充せられたと推断される）

#### 四 警視庁石川島監獄署の署中規と遇囚

署長小野田はこれら署中配置を定めると共に、看守所事務取扱手続、在監者への獄則を左の如く示している。いづれも明治十二年八月十六日、監獄署職務心得・事務分掌となる旧制である。

##### 看守所事務取扱手続

第一条 囚徒新入之有節ハ白洲掛獄丁ニ於テ獄衣ヲ着セ換イ包蔵物ナキヲ克ク検査シ受付等外吏ハ宣告書ト本人肩書等齡刑名等ヲ調査シタル後看守所警部ハ獄則及ヒ工芸ヲ勉励スル等ノ懲役ノ趣旨ヲ言渡ス終テ看守所等外吏ハ本人獄衣ノ名札ヲ渡シ就役ノ區別ニ依リ夫々入檻ヲ申渡ス事

第二条 懲役満期之者囚籍掛ヨリ小札ヲ以テ通前アレハ看守所等外吏ハ其小札ヲ以テ走使ヲシテ何番在檻及ヒ呼出ヲ令ス後チ囚徒刑名肩書年令等ヲ審調シ相違ナケレハ白洲迺廻ス其際直チニ御渡シノ物品本人検査ス

受付等外吏及ヒ獄丁ニ於テ新入之如ク手続ヲ為シタル後看守所警部ハ向後再犯ナキヲ誠メ放免申渡シ

第三条 看守所等外吏ハ毎日囚員ノ出入ヲ計算シ簿冊ニ登記シ開檻閉檻及出役終役毎ニ当番所詰警部補迺迺廻シ当番所詰警部補ハ之レヲ事毎ニ点検シ相違ナキヲ確認検印シテ返戻スベシ

第四条 囚徒諸願伺届等ハ等外吏先ツ之ヲ受理シ正午十二時迄ニ取束ネ看守所担任警部ノ検印ヲ受ケタル後簿冊ニ綴リ或ハ各科ヘ送付ス可シ

第五条 場中ニ於テ囚徒遺失物ヲ拾得訴エル時ハ等外吏其物品ヲ受領シ人名現場ノ原因等ヲ詳細簿冊ニ記載シ遺失物規則ニ照準シ処分スルコト並ニ看守所担任警部ノ検印ヲ受クベシ

第六条 裁判所其他ヨリ囚徒呼出等ハ庶務ヨリ呼出状相廻ハシ等外吏該人名ノ差支ナケレハ検印ノ上原科迺返戻シ護送ノ手続ヲ為スヘシ若疾病等ニテ差支アレハ原由ヲ下ケ札ニ記載スヘシ

第七条 囚徒ノ特典賞与犯数及ヒ面会書信ノ数ヲ悉ク取調毎月調整アル表ニ登記シ翌月三日間ニ記録掛迺差出ス可シ

第八条 囚徒増減亦ハ賞罰其他構中珍事雜事等総テ同報ニ記載スヘキ廉々無遺漏帳簿迺記載シ囚籍掛迺送附スルコト

第九条 獄則違戻之者看守所人見認並ニ同囚ノ告発ニ依リ当番所詰警部補ニ於テ一応尋問シ有罪無罪ヲ即決シ有罪ナレハ繫獄之上仮口供ヲ取り検印シ看守所担任警部迺送致スベシ警部ハ罪ノ軽重ニ依リ獄司専決ニ係ルモノハ監獄則ニ照準シ罪文ヲ草シ署長ノ検印ヲ受ケ直ニ処分シ本律ニ渉ルモノハ警視第三課迺送致之手続ヲ為スベシ

但シ犯罪最モ輕キハ当番所詰警部補ニ於テ呵嘖シ将来ヲ戒メ赦免スルコトアルヘシ

第十条 檻内役付ヲ黜陟スルハ等外吏之ヲ担当シ五等期限ヲ径過シタル品行正シク工芸ヲ勉励スル者等監長  
總代下問シ役付ニ堪ユル者ハ其囚徒ノ出役スル駆役掛取締一々協議シ看守所担当警部ノ指揮ヲ受ケタ  
ル後會計掛ノ検印ヲ取り取計フベキ

第十一条 檻内役付定員ハ凡囚徒百名以上ヲ入ル、モノハ大檻トシ右檻長ハ一等役付名輔佐ニ三等役付二  
名助教教授各名ヲ置キ同名百以下ヲ入ル、モノハ小檻トシ右檻長ハ二等役付名輔佐ニ三等役付名授  
読名ヲ置キ檻内取締或ハ囚徒ニ読書筆算等ヲ教授セシメ事務取扱セシムル事

第十式条 各檻内ヲ区分シ老年以上ノ囚徒十名内外ヲ一房トナシ百以下ハ人員ヲ論セス各房ニ分掛シ房長  
ハ四等  
ハ五等役付ヲ置キ各房ニ番号ヲ附シ檻長總代ヲシテ年<sup>(ト)</sup>以上ノミ名簿ヲ編別シ看守所ニ備エ置キ囚徒ノ善惡  
人トナリヲ查察スルニ便スル

第十三条 囚徒小買物ハ休日ヲ除之外無害ノ物品ハ其囚徒ノ名ケ月ノ雇工錢給与之金數ニ越サレハ許可スル

1

第十四条 小買物申立ハ各監毎ニ帳簿甲乙ノ二冊ヲ制シ監内ニテ雇工錢ヲ得ル人名ト雇工錢數トヲ登記シ看  
守所迄差出サセ警部ハ會計掛ヨリ通知シタル雇工錢給与數トニ照シ相違ナケレハ検印之上白洲掛獄丁取締  
之ヲ領置シ満日毎ニ檻内下渡檻内ニテハ買物品ト金數トヲ記載シ前日看守所迄願立看守所警部補ハ第十  
三条ニ仍リ許可検印ヲ為シ白洲掛迄相廻シ白洲掛ハ其代価ヲ取立出入商人迄申付夫々可取斗事

第十五条 看守所等外吏ハ毎月囚徒ノ小買物ノ金數ト雇工錢給与ノ金數トヲ比較シ増減月報迄記載スル事

### 獄則

第一条 看守所ノ指揮ニ違背スル者

第二条 脱檻逃亡或ハ放火ヲ企スル者

第三条 喧嘩口論及ヒ高声ヲ発スル者

第四条 詐病ヲ唱ヘ故ヲニ診察ヲ乞フ者

第五条 工錢其外物品貸借与スル者

第六条 工芸及ヒ学問ヲ勉励スル者ヲ誹謗スル者

第七条 官吏又ハ看守所ニ対シ礼式ヲ失スル者

第八条 檻外ヲ妄リニ独歩或ハ禁止物ヲ包蔵スル者

第九条 檻内役付ノ差配ニ違背シ暴言吐露スル者

第十条 檻内江染書ヲナシ或ハ房外露外猥褻ノ所業ヲ為ス者

第十一条 就役終役ノ途中又ハ人員点檢ニ際シ擅ニ列ヲ離ル、者

第十二条 檻外ニ於テ裸体ヲ為シ醜体ヲ顯ハス者

第十三条 外役又ハ裁判呼出ノ途中往來人ニ対シ戲言ヲ発スル者

第十四条 官物ヲ汚損シ又ハ粗略ニシテ遺失紛失セシムル者

右之条々相背ニ於テハ相当之獄罰ニ処スル者也

明治十一年三月

この小野田起草の獄則が出来る前月の二月十四日には、懲役檻揭示条目の改正(大全一三八頁)があり、同年四月には小野田の手で『獄務備攷』という東京警視監獄署通達例規集が発行されている。わが国最初の監獄例規集である。ところで明治十年以後の石川島の変貌は著しく、ことにその投獄対象の変動にはめまぐるしいものがあ

った。明治九年十月三十日には達第一二六号により拘引した無籍人を懲役署に送致（斤史稿一三卷五七四頁）させているが、さらに明治十一年七月六日には規第二九五号をもって本署に乞食・無籍者・瘋癲人等を領置しそのうち犯罪の証跡ある者は第三課に送付（斤史稿第十三卷五七九頁）とされている。また明治十一年四月十六日には内務省達乙第三四号により、明治七年司法省第十六号達で定める閏刑禁獄人自宅差置の措置を改め、在来の監獄内に区分入監させるよう指示、同年十二月二十八日内務省達丙第六一号による「禁獄人取扱則」が内達せられている。これは西南の役に係る賊徒（国事犯）の大量収監の都合から設けられたもので、石川島には三二七人もが収監せられている。明治十一年十二月二十九日付郵便報知に「市ヶ谷監獄支署の禁獄人は一昨日石川島監獄署へ移さる」と報じる記事がみられるのはこの一部である。

これら禁獄人の収監事情のほか、明治十年一月二十七日、静岡県に所属していた伊豆七島が東京府に移管となり、その警察監獄事務は東京警視本署扱となっている。この事情も付記いたしたい。明治十二年三月四日の朝野新聞は小笠原島開墾に懲役人使用という見出しで「外神田末広町の吉野善之より、小笠原島開墾に懲役人を使用致し度旨其筋へ願い出でし処許可になり、此程懲役終身の者二十名を彼地に送られ、其衣服食料は同人より支弁すると云う」と報じている。これにつき警視庁史稿第十三卷五八〇頁には達第十三号により「四月一日、本省令シテ小笠原島ニ移送スヘキ終身懲役囚男女二十人ヲ横浜ニ護送セシム」とある。元巡査の吉野は懲役終身囚を三池炭坑同様雇傭契約により借用、開墾殖産と更生復帰の一石二鳥を考えたようであるが、島民の風俗を害するという現地での反対著しく、太政官指令により八月中止となり、身柄が石川島に送還されている。単なる試みに終わった結果ではあるが、警視庁父島監獄支署が未だ設けられていないこの時期に、私人に託しその実施に踏みきったということは、財政的な理由というより、石川島の長期囚の遇囚、ひいては放免後の保安処分として意味ある

ことと判断、小笠原移管をきっかけに考えた一策であったと考えられる。またこれは、拘禁区分の一部修正ではなく、当時盛んにおこなわれた一般社会人への懲役人賃賃雇傭契約によるもので、明治九年十一月太政官指令の「懲役人他管出役条例」を根拠とした外役という作業形態に属するものである。

つづいての拘禁対象の動きは、明治十四年十月三十一日号外達により男活版工・紙工、それに鍛冶橋監獄署内の炊火要員として已決囚及び已決懲治苦役の婦女を鍛冶橋監獄署へ移管（斤史稿第十三卷六〇七頁）させたことである。同年十一月十八日の東京横浜毎日新聞には「鍛冶橋監獄署構内へ監獄女工場を建築中なりしが、此程粗ぼ落成せしに付き、来る十二月一日より石川島監獄署の女子懲役人も同場へ集められ、専ら織物の業に従事せしめらるるよし」と報じている。これにより石川島は寄場時代からの女人足の系譜は絶え、男のみの懲役監として、主として重罪監の様相を強めるのである。同年十一月十日達第九九号による在監人区分は

鍛冶橋監獄署……未決囚・拘留囚・重禁錮囚・女囚  
 市ヶ谷監獄署……懲治人・重禁錮囚・幼年囚  
 石川島監獄署……重禁錮囚・重懲役囚

と改正され、翌明治十五年一月一日から施行されている。その後十五年一月十六日鍛冶橋監獄署宛警視庁号外達で「徒流刑及ヒ禁獄ノ刑ヲ受ケタルモノ決行ストキハ石川島監獄署へ送付スヘシ此旨相達候事」と、また同日付で石川島監獄署には「集治監ニ押送スヘキ徒流刑及ヒ禁獄ノ刑ヲ受ケタル者押送迄其署獄舎ニ留置スヘシ此旨相達候事」（大全二八〇頁）と指示している。同年二月一日には「囚人護送手続」が整えられているが、これら一連の指示は長期重罪徒流刑囚を北海道・宮城の内務省直轄集治監に送るための仮留監の役割を石川島に委ねたもので、明治十七年七月十五日東京・宮城・三池集治監に仮留監が付設、兵庫には独立の仮留監が設けられ、北海

道に発遣する重罪囚徒を一時拘禁する官制のさきがけ、準備工作ともなっている(八月十五日乙第三五号・大全二八六頁)。

以下警視庁石川島監獄署、当時の官用野紙記載名および通称では「東京警視監獄署」と呼ばれるが、この時代の遇囚一斑につき概見して置きたい。

(検束)……囚徒の検束は右に述べた獄則と、看守の帯剣(明治十四年三月十八日)・号鐘の乱打(明治十七年十二月三日告第十一号)という非常措置が認められている他、日常の手順は次の通りである。まず点検については「朝ハ第一番監ヨリ順序ニ監毎ニ看守副長看守二名押丁一名ヲ率ヒ開扉シテ人頭ヲ点検ス出監ノ時期来ラハ囚徒五名ヲ一組トナシ出監セシメ囚徒ハ当番所前広庭ニ建設セシ各工名ヲ記シタル木牌ニ目シテ集合ス然ルトキ五名宛一斉ニ整列及屈身直立ヲナサシメ人員調当務ノ看守ハ各服役場囚徒配分録ト照合シ各列毎ニ人員ヲ調査シ然シテ当番看守副長ノ臨場ヲ得テ列順ニ一々点検ヲ受ケ看守押丁ハ要所ニ散列看護ス点検終ラハ受持看守押丁ハ其囚徒ヲ引率各服役場入口ニ至リ列ヲ正シク組マセ列首ヨリ通身ヲ搜檢シテ入場セシム夕ハ罷役ノ時期来ラハ就服役ヲ通常服ニ着替ヘサセ服役場出口ニテ一人毎ニ通身ヲ搜檢シテ出場シ五人一斉ニ整列セシメ人員ノ点検ヲナシ還房ノ令報アリタルトキハ服役場ノ引揚ケ順番ヲ乱サス当番所前広庭ニ引率シ屈身及ヒ直立シメ当番看守副長ハ人員調当務ノ看守ト点検ヲナシ雑沓ヲ省略セン為監房ノ番号一番十八番二番十七番ト交互ニ唱呼シ還房セシム而シテ閉監時期来ラハ看守副長看守二名押丁一名ヲ率ヒ一監毎ニ臨ミ点検シ閉扉鎖鑰ヲ施サシム」という如くである。

ところで出役監房時の検身・連鎖・施錠といった根底的な基本的な戒護事務を除き、これを容易にさせるため、役付囚を十分に訓練使役、補助に充てている。いわば自治戒護、それも可なり徹底した寄場らしい伝統が生きている一面である。これに関する規定には次のようなものがある。

#### 役付総代仮心得

- 第一条 看守人ノ命ヲ受ケ総監取締ヲ為シ毎日老人宛看守所協詰所ニ出頭シ諭達ヲ各監ヘ伝達可致事
- 第二条 役付黜陟之節ハ看守所ノ下問ニ依リ品行動作人物等ノ可否ヲ上申可致事
- 第三条 時々各監ヲ巡廻シ不取締アラハ該監役付ヘ懇切ニ忠告矯正シ其旨看守所ヘ可届出事
- 第四条 囚人就役終役人員点検之際及ヒ入浴中立会雜還セサル様動メテ看守人ノ便宜可相助事
- 第五条 監内ノ動静囚徒ノ善悪ヲ探偵シ看守所ヘ密告可致事
- 第六条 毎月囚人ノ下附錢及ヒ差入物ヲ受取り之ヲ各監ヘ分配スル事

#### 役付職務

- 一等役付  
監ノ総囚ヲ教誡シテ獄則ヲ守ラシメ及ヒ不良ノ所行ヲ偵察シ監内ノ事務ヲ整理スベシ
- 二等役付  
一等役付ニ同シ
- 三等役付  
一等二等ノ補佐トナリ監内ノ事務ヲ分理スベシ
- 四等役付  
監内各房ノ頭トナリ房中ノ取締ヲ為ス
- 教授  
二等役付ニ同シ監内教学ノ師ニ充ツ且二等役付ノ職ヲ兼行ス

助教

四等役付ニ同シ教授ヲ補佐シテ讀書算術等ヲ授ケ及ヒ囚徒出役跡監ノ守番ヲナスベシ

炊番

炊事及ヒ浴場ノ使役ニ従事スベシ

看護

医員ノ命ニ従ヒ患者ヲ懇切ニ看護スベシ

走番

看守所ノ命ニ従ヒ場中雑事ノ使役ニ従事スベシ

官への協力体制としての自治戒護の工夫は、運用の実体、つまり自主分業・共助という囚人同志間の日常性としては、可なり円滑に行ったようである。ただ旧幕の毒を以て毒を制するに做った面も明らかで、ちなみに次に掲げる隠語<sup>(18)</sup>にかいま見るごとく、インフォーマルな囚人社会のみに通ずる世界も生みだされていたようである。

通語(隠語)

看守(だんな又はエデブツ)

大丈夫という事(てんかつ)

着物(とば)

喫飯時刻(やきこんだ)

烟草(えんた又はくさ)

枕(かんたん)

仲間(だけ又は一件もの)

烟草入(ばくた)

箸(てこ棒)

男(どうろく)

烟管(鉄鉋)

紙入(たい)

女(なを)

手拭(すへびら)

甘竿(どち棒)

同類の罪を受くる(から箱を背負う)

下駄類(敷ばん)

尻の穴(ぼふ)

酒(きす)

股引(だこ)

鶏姦(玄翁又は損徳なし)

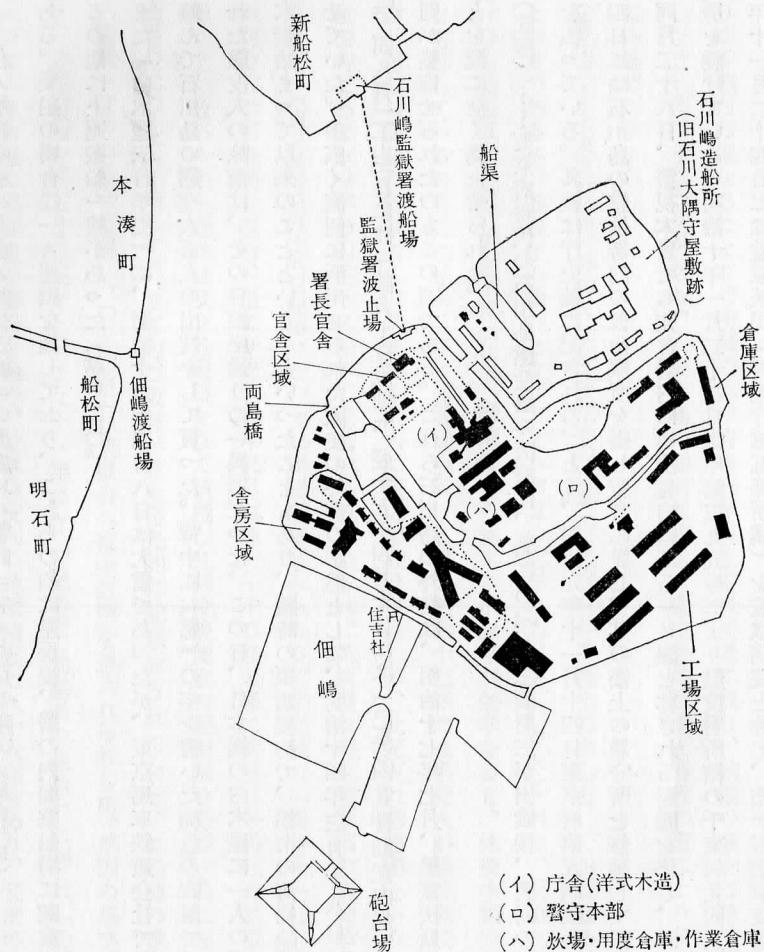
賭博(ふじやねる)

拘留(くらい込む、むついた、わがった)

これら自治戒護・人的戒護のほか物的戒護例として、明治十四年十月二十日の東京日日新聞は「各監獄署の周囲へ、三四尺幅にガラスの破片を敷詰らるゝよし、是も欧羅巴の伝なりしとぞ」と、逃走防止のため監獄の壁に硝子破片が植付けられたことを報じており、明治九年三月からは警視庁に囚人押解馬車が配置されたため、対岸新船町の石川島監獄署渡船場までこれにより護送されて来るようになったという変化もみられている。

(作業) ……寄場時代から続いたもので切換られた内役の大業種は油絞りであり、これに代わるものが活版印刷である。活版印刷は石川島廃止まで続いた中心業種の一つであった。明治十一年六月から禁獄人の請願内役を許しているが、文字に明るいことからこの業種に多く充てられている。内役といえば、監獄署に官宅が出来て以来囚徒は勉励という見出しで「石川島監獄署では、署長及び其他の官吏が同構内へ官宅を設け各々住居されし以来、自然囚徒等は苦役に励み、互ひに競って工業に従事するやうになりしと」(明治十一年十一月十六日新聞「有喜世」記事)という記事もみられ、囚徒らしい服役の心理を伝えている。それに同年六月一日の東京日日の記事にも「今度佃島の監獄署にては、運送車を二百五十輛ほど製造せられたり。是は市ヶ谷監獄支署内の荒蕪地を開墾する為なり」とあり、大八車とみられるが鍛冶工の量、規模も可なり大きかったことを知るところである。

ところで特に石川島監獄署の作業の機械化、これは同時に我国監獄作業の機械化といえるものであるが、明治十二年より本格化しており、同年から始めた半鐘鑄造、十三年八月六日から始めた独逸人ラポスキー指導の製革(庁史稿第十三卷五八三頁、六三六頁)、西洋式唧筒製造(獄舎一斑)の作業がこれである。ことに半鐘と唧筒(消防ポンプ)の作業受注は官公署中心に全国規模のものであった。



石川島監獄署地図

- (イ) 庁舎(洋式木造)
- (ロ) 警守本部
- (ハ) 炊場・用度倉庫・作業倉庫

左に掲げる地図は、石川島播磨重工業株式会社総務部長補佐松尾勝正氏から提供された明治十二年頃の地図であるが、幕政期の寄場を僅か数年で一気に近代監獄へと脱皮させた姿を示している。図で一見すると、舎房区域は旧寄場の建物配置共にそのまま利用され、素地を最もよく遺すところである。特に油絞場の跡につくられたY字型大舎房は西欧式獄舎の洗礼をすでに受けたものとして注目されるのである。先述『石川島徒場絵地図』では一ノ橋見張・船頭住居と記されている両島橋(寄場時代は一ノ橋という)を渡った地域は官舎区域に充てられている。北部対岸新船松町からは監獄署波止場まで通勤看守や傭人、それに護送囚が専用渡船で往復するようにになっており、波止場から庁舎までは一直線で見通せる道路により結ばれている。西北向きの庁舎は木造洋式であったものとみられ、平面見取図からも他の監獄署同様L字型か逆四字型をなし、相当な庁舎区域をもっている。庁舎裏に炊場と用度倉庫・作業倉庫、それに、その位置と型態から警守本部とみられる建物があり、東側は舎房区域と隣接した大工場区域となることが知られる。<sup>(19)</sup>

つぎに外役であるが、これは明治九年十月十四日からおこなわれており、明治十三年四月には警視監獄署の囚徒を上野高崎間の鉄道敷設工事にも出役させている。これは上野周辺まで通役したものか、第二支署からの泊込派遣か定かでない。また日常の外役といえるものに船運による水汲作業があった。すなわち

- 一、飲料水ハ玉川及神田ノ兩上水ヲ用ユ現今在監千九百五拾人内外ニシテ一日ノ用水凡百四拾四石式斗余
- 者用四石八斗外ニ事務処其他へ分配スル分凡六拾石六斗惣計式百九石七斗余
- 一、飲用水汲取ハ三人ト定メ傭人ハ船洗ヒニ式人ハ汲取ニ従事ス毎日水船五艘ヲ六度ニ仕用シ一艘ノ容量三拾五石余宛之ニ船頭式人へ押丁傭人ヲ添へ開監直ニ出役午後三時マデニ新舟松町或ハ比丘尼橋一石橋水道口ヨリ之ヲ汲取ルベシト雖トモ潮水干満ノ都合ニ寄り時刻相違スルコトアリ

右ノ外雑用水ハ上水ノ凡ソ三倍ニシテ之レハ署内ニアル井戸ヲ用ユ(獄舎一斑)

とある。乗船の場合は一々連鎖を施しており、これらの船は還房後、署の内堀繋船場に嚴重に繋がれている。船はこの他に土運搬船一艘があった(獄舎一斑)。

また『白木屋三百年史』に、明治十六年二月八日は大雪であったが、東京馬車鉄道会社で除雪に困り、警視庁へ頼んで石川島の懲役人百人の出役をして貰った。背中に『懲』の字を書いた柿色の衣服で、二人ずつ鎖につなされた懲役人の除雪は、その日銀座通りの一異彩だった。この日、日本橋の白木屋に一人の来客もなかったのは、白木屋始まって以来のことという、といったこともあり、随時の雇傭契約で、都市の清掃除雪に様々の形で出役させていた。手広く簡便に活用せられた囚徒の外役の必然として、明治十四年三月十八日には「在監人給与規則」、同八月二十三日には「請負工役規則」、翌十五年四月十日には「已決囚賞誉勘査内規」と、一連の作業関係規則が整備せられたのもこの頃である。これら石川島の外役は、明治十七年七月、腸窒扶斯症が署内に蔓延したことを機に全く廃止せられた。

(医療) ……東京府時代の石川島懲役場の医療は、先にのべた三瀬周三が出獄後、医局の創設運営に大きな努力を払っている。其後は庁史稿に記されるごとく、明治九年十一月十四日東京府第五病院からの派出により、四月四日には石川島の懲役署内の仮治療所を廃し監倉に従し、其の楼上の看守所を修築して医局に充てており、一方同月二十八日、警視本署でも監倉署内に司法省内にある一ノ圈と称される廢圈を移し、わが国初めての伝染病監房を設けている。明治十年一月二十二日獄甲第三九五号により懲役署所轄の千束村元囚人溜を第二局に移し、同年十一月二十四日には監獄医局(警視庁第五課所屬)を監獄病院と称し、市ヶ谷監獄支署内に設けている。このごとく明治九年、十年は警視庁管下の囚人治療への配慮は著しいといえよう。明治十三年一月十六日の新聞有

喜世の記事には「佃島監獄署懲役人の内にて外役の者には是まで入湯を許され来りしが、近来漸々外役に従事する者の殖し処より、此節其場内へ市中の湯屋位の浴室三四ヶ所まで建築に成り、且漸次人員が増加する故、理髪掛りは手廻らぬ程なるにより、便利の為、自今三年以上の長年者に限り、結髪の者をば断然斬髪にする事となりました。」というくだりがあり、人足寄場の髪結風情も、衛生上の配慮と時代の波により斬髪へと次第に替えられている。

(教化) ……東京府懲役場時代は寄場時代の心学が依然として教化の中心としておこなわれていたこと、先述のとおりであるが、警視庁の扱いとなつてより書算の実学に力が入れられており、明治九年三月「教授方仮規則」(獄務備考五〇五頁)が出来ている。御備外人グロースが少年の勉学を賞し、休業中相当の食物与具候様と金員を寄付しているのもこの年である(獄務備考五一二頁)。明治十三年には懲役人が勸善教授・佃島監獄に勸善場新設と題し「佃島の監獄にては是までも囚人に読書を授けられしが、此変更は勸善場という一席を設けて、毎日午後四時ごろより少年の囚徒へは爰にて読書をなさしめられ、其教授は終身懲役囚の岡崎恭助、古松簡二の兩名なりとぞ」(東京日日三月十八日記事)といった新聞記事がみられる。庁史稿に「同年十一月二十六日日本省令して未丁年懲役囚学習時間を改む、是より先き九年三月以降正午十二時工場に就役し午後三時に至るの間習学せしも是に至り之を改め今後土曜半日及び日曜日をして教授し且終役後便宜時間を限り教授することを得しむ」(同書第十三卷五八六頁)というごとく、少年囚の教育が最も優先的に配慮せられている。この他の教化としては、明治十年「監獄へ灯がつく」と題し、「三日前より禁獄舎へ夜中灯明を差入れられし由、禁囚の喜びさぞかしと察せられます」(郵便報知十月十五日記事)と、また十一年には「監獄署で耶蘇教の説教」と題し、「先頃よりして佃島監獄署に於て土曜日毎に耶蘇教の講義を始め、監獄懲役人の聴衆殆ど七八十人程もあり、又次の土曜日(廿六日)よ

り市ヶ谷の監獄署に於ても、同様毎週一度宛教師出張、講義せらるる由」(郵便報知十月二十二日記事)とのことである。

(囚情)……石川島をして世間の耳目を釘付けした事件といえ、明治十七年三月二十六日の高田事件禁獄囚赤井景韶・松田克之の脱獄が筆頭に挙げられるが、このほか明治十二年八月二十一日の二二名集団破獄事件、同年十二月二十六日の工場火災が挙げられよう。しかし一般的には政治批判による編集人・新聞記者等の筆禍禁獄人の囚情が広く伝えられるところである。明治七年六月二十八日の改正新聞紙条例、同日公布の讒謗律により九年一月から半年間に禁獄に処せられた者は、のちに警保局長になる小松原英太郎や山脇巍、横瀬文彦ら十八人であり、以後自由民権論の圧迫と共に、こうした関係者の入獄は増加の一途を辿っている。明治十六年二月一日の河野広中ら福島事件関係者、同年十月一日の原胤昭の入獄などは著名であろう。原は旧幕時代江戸町奉行与力として石川島人足寄場を屢々巡視した人であるが、原自からの獄中体験により、生涯を出獄人保護に捧げるに至っている。免囚保護の父原胤昭は斯の如く石川島から生れている。明治十一年頃の檻内事情を伝えるものとして、次のような雑録も参考となろう。

書信は許されるが、「印紙」と称する獄印のある縦五寸五分、横八寸の紙をつかわせる。もちろん検閲制である。食料は「朝夕は塩菜別に一羹あり、昼飯は七日の間に野菜三次鮮魚或は乾魚三次合して七次と為す」米の分量にもいろいろの差などは設けられてある。そのほかに囚人の喜びとする日のご馳走は、

- 一 正月元日 二餅一魚
- 一 三月十一日 一 魚
- 一 七月十五日 素麪三椀

- 一 九月二十二日 一 魚
- 一 十二月二十五日 同上

社会運動家などの獄中記にもこの話は聞くとところである。獄衣は柿色で今日のと同じ。「夏時の臥具は毛布一枚席(蓆)一枚とす冬時は毛布二枚草褥一枚と為す(草褥は粗布に藁を包み褥と為す者なり)枕は杉の半円木を用ゆ」。佃島にも檻獄があつて、そこへ入っていた人の書いたものによると禁獄の室は「坐がら帆檣の林立を牆外に望み、晨には邪許<sup>よこしま</sup>技錨の声を聞き、夕には汽船の湯鐘沸騰の声を聞く、彼の市ヶ谷の老狐霜月に叫び、鴟鴞夜雨に嘯きし慘澹<sup>ひんげん</sup>淒涼の景と趣きを異にす云々とて、新檻は首を東北に起し、尾を西南に伏す、中に長廊あり、廊の両側に十四室、七は東南に面し、七は西北に向ふ、一室毎に格子の柵扉<sup>くさき</sup>を設く、広さ四畳半、一隅の半畳を板張とし、上に三菱形の棚を架け、下に雑具を置く、火桶一坐、灯一基あり、銅瓶土瓶鉄鍋各一、一室三四人、通宵枕を転ずる能はず」。厠は遠く長廊の西の隅にあつて、浴室はその右、運動場は檻の東南に十余畝の地を占め、花卉を植えてあつた。陸軍囚獄では囲碁将棋を許したけれど、佃では新聞だけ読める。風呂は一晩おきなりしというから、虱垢皮膚に満つるうれいはなかったであろう。成島柳北<sup>(21)</sup>いう、「我輩の去る明治九年の春獄に入るや、筆墨無く、灯檠無く、炉火無く、徒だ糞桶と共に兀坐せり云々」と。

このほか石川島の一般的な囚情は、明治十六年八月八日米国紐育州監獄協会ドクトル・トーマス・ピートル氏が石川島監獄に来署した報告文献<sup>(22)</sup>が詳しく、さらに一つは明治十七年の小原重哉査問問題答申書(庁史稿第十三卷六一五頁)がみられる。

### 三 石川島を母胎とした巢鴨監獄の意義

#### 一 石川島監獄分署時代と巢鴨監獄への推移

石川島監獄の建物は前記小原重哉の答申書に「弘化三年の建築に係り粗造朽敗最も甚し」と指摘されるとおりで、移転改築の意見が内部から積極的に出たものと思われる。明治十七年八月十一日支署に降格され、巢鴨移転の事務を抱えながら、明治二十八年巢鴨監獄支署落成まで存続するのである。

分署への降格はまず第一に作業規模の縮小からはじめられている。その筆頭は明治十九年四月一日廃止の革作業である。その理由は原材料仕入れの失敗によるもので「十三年始メテ本署内ニ製革場ヲ設クルヤ爾来大ニ商況及ヒ物価ノ変動ヲ来タシ予定ノ計画為メニ齟齬ス十四年七月監獄付属ノ財産ヲ地方税ニ編入スルニ当リ特ニ該工場并ニ其器械ヲ除キ而シテ職工ヲ地方監獄并ニ集治監ニ入ルヘキ囚徒中ニ取り相当ノ傭錢ヲ給シテ之ヲ使役シテ其恢復ヲ計ラントス而シテ歲月ヲ経ルニ從ヒ損失益加ハリ其額積ンテ一万一千余円ニ達シ復如何トモス可ラス且内務省繰替貸下ニ係ル資本金二万円モ亦之ヲ完納スル能ハス依テ同省ニ乞ヒ資本金中損失金ヲ除却シテ其残余ヲ返納ス是ニ至リ製革ノ業全ク廃滅ニ帰ス」(庁史稿十三卷六三六頁)というごとくである。近代工場式監獄作業失敗の歴史としては、金額規模とも最初最大のものであった。

分署降格の第二の理由は、北海道・東京・宮城各集治監への護送が実施に移され、人員減少をみたことである。また第三の理由は明治十七年八月十一日に警視本署を設け、石川島・市谷・鍛冶橋を各分署とした為、本署で次長制を採り現場のスタッフを逆に本署に吸収したことである。さらに第四の理由は市ヶ谷支署の拡充にともなう

技能工の移送である。石川島から大量に送られているが、明治十四年八月二十三日現在の各支署業種は左の通りである。

鍛冶橋……印刷、紙工

市ヶ谷……染工、靴工、機工、蒿工、紙漉工、木工、裁縫工、石工、籐工、泥工、米麦搗、炭団工、味噌醬

油醸造

石川島……木工、籐工、鍛冶工、石工、靴工、竹工、鋳物工、唧筒工、瓦工、石灰工、陶器画、藁工、裁縫工、米麦搗、機工、味噌製造

石川島監獄署中内規の項で既に触れたが、明治十五年一月一日から鍛冶橋に未決と女囚、市ヶ谷に懲治人・幼年囚を集禁することになってより、石川島人足寄場以来の伝統的な拘禁形態、それに総合監獄としてのイメージは、名実共に崩れ去ったと云ってよい。

明治十四年十一月十二日の東京日日新聞に「石川島の監獄署内なる女監の取締はもと男子なりしが、改革ありて婦人を以て取締をすることとなり、去る七月より嵩知己、丸岡はる、酒見こうの三人を女監取締に申付けられしより、監内も殊におだやかにて取締もよく、各々工作を励みて、機械工の女などは月々幾多の金を残し、預けおきて出監の後の資本とする者もあるよし、此の知己と云ふは、安政のころ勤王の為に伝馬町の獄に死したる嵩春斉の妻にて、もと肥後の熊本出生の婦人なりと云へり」と伝える石川島女檻の歴史も語り草となり、同年四月十八日東京横浜毎日新聞が「鍛冶橋監獄署構内へ監獄女工場を建築中なりしが、此程粗ぼ落成せしに付き、来る十二月一日より石川島監獄署の女子懲役人も同場へ集められ、専ら織物の業に従事せしめらるゝよし」と云うこととなっている。なお「囚人ノ内難手離小兒ヲ携へ獄ニ下ル者アルトキハ右囚人入獄中小兒へモ白米二合七夕

宛支給」という携帯乳児の制が既にあり、恐らく石川島女檻にはこれら乳児の在檻もみられたと考えられる。さて、婦人・子供もいなくなった殺風景な石川島のたたずまいであるが、明治十九年八月四日、腐朽著しく内務省宛次の伺書が出されている。

府下石川島監獄ノ義其建物ハ今ヲ去ル殆ト四十年前ノ建築ニシテ旧政府時代ノ人足寄場小屋ナルモノヲ修理セシモノ頗ル多ク其構造粗ナルノミナラス腐朽ノ箇所追々相生シ目下改築セサルヲ得サル場合ニ有之候処其他ハ市街ニ接シ最モ運輸ニ便ナル地ナレハ将来府下繁盛ニ趣クニ随ヒ自ラ中央熱鬧ノ地ト為ル可キハ必然ニ有之到底永ク監獄ヲ存置スヘキノ地ニ非ス又鍛冶橋監獄ノ地タル現ニ諸官衙ノ間ニ介リ加之市区改正ノ計画ニ於テモ都府ノ中心トナルヘキ場所ニ有之此地モ亦永ク監獄ヲ存在ス可キ地ニ非ス故ニ今石川島監獄改築ニ方リ適當之地ヲ撰択シ追テハ右鍛冶橋監獄ヲモ併セ度種々調査候処南葛飾郡平井新田堤外中川尻ト洲崎トノ間別紙図面ノ地ハ市街ニ接セサルモ亦之ヲ距ル甚遠カラス人家ニ接近セスシテ火災ノ慮少ナク三面海ニ臨ミテ取締上ノ便多ク運輸ノ利ヲ兼子囚徒就役ノ利モ有之候儀ニ付該海面凡六万坪ヲ埋立以テ監獄ノ位置ト相定度其埋立方法等ノ儀ハ府会ノ議ニ付シ候上尚可相伺候得共先以土地撰定之儀御認可相成度候

これについては同年九月卅日「書面之趣費用支出方府会議決ノ上伺出ツヘキ儀ト心得ヘシ」と指令され、同年十一月十五日この移転改築の議接が東京府会に提案され、其の協賛を得、移転地買収費金壹万円の支出も決せられている（庁史稿第十三卷六三九・六四〇頁）。しかし、其後該地が洲崎遊廓に近く感化上不適であるとの異論強く、亀井戸村買収と改相されたが、沼沢泥淖の地で埋立に多くの費用を要するという事で渋谷村に改相されている。しかしこの地は水路の便なく山坂多しということで、明治二十一年六月二十五日巢鴨村に変更、本決まりとなつたのである。<sup>(25)</sup>

明治二十二年五月二日府会は改築費四十万円（内十万円は国庫補助）を計上、六月二十六日巢鴨村監獄建築委員が任命されている。委員長は警視庁会計局長石原近義、監獄建築委員は第一局次長兼監獄本署長警視山下房義、会計局次長柳田養拙とされた。また九月二十六日にはこの工事設計及び監督を米国建築学士・臨時建築局四等技師である当代随一と評された妻木頼黄に囑託している。巢鴨支署はこうして明治二十四年五月着工、爾来星霜五年、明治二十八年十月美事竣工をみたのである。明治工業史・建築編によれば、外塀・構内建物総て赤煉瓦造り、外塀高さ十八尺、其延長突に九〇四間、外塀四隅に八角尖塔の高見張があり、二階建表門の外側は鉄扉、内側は厚さ二寸三分の槻材扉があつて、十三尺幅の通路を二段構えに閉鎖している。<sup>(26)</sup>この中に病監・別房監・暗室・屏禁監・炊場・浴場・書信室・接見所・人民控所・教誨場・服役場が散在している。東西南には各裏門があり、右側に腰をかがめて入る小さな潜り戸が付設されている。庁舎と接続する中央看守所は三階建で、これを鳥の胸部とみるならば、その左右に五つの平屋舎房があたかも両翼のごとく、放射状型に拡がっている。ペンシルバニヤ・スタイルこれである。総建坪七一〇九坪、雑居制、総房数三〇〇（独居なし）、収容定員二四〇〇人であった。

この監獄に隣接する根津山からの眺望は、まさに一大城塞の偉容であつたと伝えられており、当時日本銀行、砲兵工廠と共に東京の三大建築の一に算えられ、欧米の一流監獄に比し、毫も遜色なしと称せられたものである。落成と共に石川島監獄支署の囚徒は直ちにここから移送され、石川島の旧監獄建物は東京府に引継がれ競売に付されている。石川島人足寄場系譜の遇囚と遺構は、ここに完全に歴史を閉じたのである。

巢鴨監獄建築中の石川島支署については、特に記すべき事柄も乏しいが、明治二十年七月に署内に疥癬患者が続出、其数千人を超えている。同二十二年一月からは外役の名残りである押丁の饅頭笠を廃止、帽子に代えてい

る。これは押丁が看守の下に従属する傭人であるがため、殊にその着帽を許さなかったということから、一層囚徒より軽蔑賤視せられるという事情に鑑み決められたものである。同年二月十一日には憲法発布による大赦があり、石川島の該当者は四六人、この恩典に浴している。また十一月には普国非職陸軍少尉、元ベルリン中央監獄上等司獄官ゼーバッハ氏 Curt von Seebach が内務省獄事顧問として来朝、石川島分署をも視察、詳細なる復命書が提出されている。これは後に各監獄に印刷配布され、行刑上の参考に供されたものである。明治二十三年一月三十一日石川島分署長大浦則泰は、先きに巢鴨監獄建築上の不都合により非職となった監獄新築委員長一等警視石原近義同様、非職となるという経緯もあった。このため同年六月四日巢鴨村監獄新築のため同所に仮事務所がおかれ、後任委員長の警視副総監心得第三局長園田安賢がその事務を総括指揮している。さらに明治二十六年八月八日には八王子監獄支署焼失により既決囚を石川島・市ヶ谷両支署へ緊急移送という事柄があった。こうして石川島の最後が明治二十八年八月のコレラ発生事件であって、伝染経路不明であるが、年内に患者一一〇人、内四六人の死亡者を出している。

## 二 巢鴨監獄へと脱皮した歴史的意義

思うに右のごとく、巢鴨監獄設立に至る経過こそ石川島監獄署の歴史であり、石川島監獄署の歴史はこれまた遡れば石川島人足寄場の歴史である。明治十年代の文献地図よりみても、石川島監獄署は隣接する石川島造船所の三倍近い面積をもち、すでに東京府南端に浮ぶ唯一の島地として一大監獄島を成していたことは明らかである。一島を以て監獄となした例は、わが国では今日まで、この石川島をもって始めであり終りとする。

古く江戸市中から回顧するにしても、ここはまことに辺鄙な場所であり、「佃送り」と怖れをもって呼ばれた語感からも、隔離という思想を、江戸・東京市民に納得させるだけの立地条件があった。古川柳に「江戸の凶に点を打ちたる佃島」とあるとおり、江戸唯一の島嶼をうたわれている。それは寄場設置以前の風流な、江戸粹人歓楽遊興の地として佃島を詠むもので、夢想だになかった監獄島以前のことである。

ところで、ここに米国新聞記者の東京石川島監獄支署巡覧記という記事がみられ、  
米国バッファロー・エクスプレス記者フランク・G・カルペンターと云ふ者、昨年の夏頃なりけん、東京に  
来遊し、一日石川島監獄を巡覧したることあり、頃日同人は、右巡覧の記事を掲げたる同新聞紙を警視庁に  
送り来たれり、開きて之を見るに、先づ、劈頭に、園田総監の写真を掲げ、中には、年方の書ける巡查二  
人、犯人を捕拿するの図を挿み、且、左の記事を為せり、固より、見るに足るものなきと雖も、又、如何に、  
彼等か、我監獄を觀察せしかを知るも一興なれば、茲に訳載することゝなしぬ

加地鈔太郎 記

日本中の最大監獄にして、且、世界中、最大監獄の一は、東京の大監獄なり、同監は、市街中心、隅田河の  
中間、二十エーカー計りの島地にあり、日本大都会の、最繁華なる地より石を投すれば、此に達すへし、其  
の近傍は、浅草とて、即、数多の華麗なる寺社あり、観せ物あり、日本人の在りとあらゆる観衆の集りある  
所なり、又、之より遠からざる所に、彼の名高き芳原あり、可憐の美女三千五百人ありて、其の艶美を競ふ、  
監獄の背後は、築地とて、即、宣教師、及、外国人の居住する所なり、同獄は、是等熱鬧の地より隔てらる  
ゝに、僅に水深く幅広き隅田の一葦を以てし、其の囚徒の、日夜聞く所の人声は、唯、獄吏の言のみ、彼等  
は日本人の総ての観衆中に圍繞せられ、美味は其の口辺に纏ひ居るにも拘らず、之を歌ふこと能はざるの境  
遇にあるものと謂つへし。

という皮相的な雑文がみられる。新聞記者とはいえ一外国人の眼に映じた石川島は、日本人の総ての観樂中に囲繞せられてという立地条件のみが好奇に脚色され、石川島が何たるものか、人足寄場に立つ獄政の史的ゆえんなどへの考察は全く論外のものであった。それはともかく、石川島監獄が巢鴨監獄へと脱皮した意義は

第一に不平等条約解消のための国際的監獄設立成るということである。着々と進められた大監獄設立の工事を通し、これら外人の払拭し得ざる我が国への偏見、好奇に対処したことである。しかもその成立母胎が石川島監獄署にあったことは、特に強調すべきであろう。この成果は明治三十二年七月の改正条約実施に連がり、治外法権撤廃となり、監獄則の三度目の改正によって外国人の拘禁処遇規程具備に至っている。まさに一監獄の設立が我国の主権を充足したのである。この政治外交上の意義はまことに大と云うべきである。

第二は行政上、我国監獄近代化の原型を成したということである。寄場から徒場・懲役場へ、そして監獄署へと変遷してゆく中で、獄則や署中内規は、他の行政部門からみれば欧化の洗礼に簡単に左右されず、寄場という誇るべき基盤伝統を生かし、修正し難い独自の教化要素、日本人的の固有性を行刑様式に貫いている。ここで展開せられた試行錯誤は、近代的な監獄へ移行する様々な組織、管理面の改更を示し、今日ある近代行刑制度の先驅・原型として読みとれよう。ともかくも変動著しい維新时期にあって、巧みに築きあげてきた日本の刑事法制の美風がそこに健在した。一例を挙げれば、合理的に牽制されそれで納まる丸腰の遇囚、すなわち今日に至っても諸外国のごとく暴動への武力制圧、受刑集団との取り引き、団体交渉、深刻な対立争訟等の必要を認めぬ行刑の土壌というか、体質というか、基盤がそこに培われている。過渡期にありながら、石川島は斯のごとくして、監獄を文化的・近代的な行政官庁として、幼稚ではあるが人道的に定着させたのである。

第三はその機能上、刑罰意識を大きく転回させたことである。幕政下のマニファクチャア Manufacture とい

える授産を基とした寄場の素地は、石川島をして大工場への転換を容易にしたのであるが、これが後の小菅・府中といった大工場主義に立つ本格的な監獄設立への実験的成果となり、大監獄主義による監獄管理に自信を与えている。これは機能的に云って無為徒食であった旧幕の繫獄意識を服役意識に転回、国民に広く周知せしめたことである。

思うに人足寄場は形態的にいって、徒刑思想に育まれ影響され、徒刑の系譜に立つものではあるが、私見としては、それほど直截に純粹な徒刑とは言い切れぬ制度であったと付言しなければならぬ。発想としては長谷川平蔵の建言中に「無人島」と表現することく、そこで作られた鼠半切の再生紙は江戸市民に「鳥紙<sup>(28)</sup>」と呼ばれることく、島の意識は根強くみられる。殊に寄場人足への掟として、職業不精や申付に背く者には遠島を申付けしており、仕置は遠島に紙一重、扱いは少なくとも遠島に準じられていると見なければならぬ。したがって人足寄場は、ずっしりとした重みをもつ御定書実効下に設けられた制度だけに、流刑・遠島という伝統的な法制上のイメージを払拭し得ず、発達した近世の都市社会へ復帰させるための軽便な准流の一策とも見做し得よう。また運用上の実態から推断しても、徒という定役より、むしろ島奴<sup>(29)</sup>に類する半自由的な短期准流の徒刑という発想に立ったものであったと位置づけられよう。教育的な授産手業の内容はともかくとして、制度の枠組みとしては、島地による隔離の考え方が相当に根強かったことは事実である。

主として大都市江戸から生みだされた無宿無頼であるが、人足寄場はこれら近世都市社会の機能、副作用に英敏に反応、これと遊離しないよう徒刑や流刑を露骨に示さぬ「人足寄場」という名称、形態を生み出した。そうして都市社会に再び還元するべく多様な職種を備えた職人寄場を考えたのである。これがまた油や紙や諸製作品の買付ということにより江戸市民の支持を得、その需要を充すことともなった。名実共に保安処分として精

一杯のものであった。いずれにしても人足寄場の性格とその後の動きは、国がおこなう刑事政策的な知恵として、刑罰が教育的浄化作用として働きかけたものとして、かつて無いことであり、従来の硬直した刑罰制度を修正した意義はまことに大きいといえる。

明治維新に至り、獄政の改革は急務であったが、赤煉瓦塀・鉄門という素材も観念もない時代であるため、まづ人足寄場の転用をもってこれに充てられた。監獄の物理的構造をいきなり西洋式城塞方式の大監獄制に切替るには、当然ながら至らなかつたわけである。したがって、この人足寄場に引継がれていったという経緯から、フランス刑法やイギリスの東南アジア植民地にみる監獄則が導入せられても、我国独自の寄場式獄政が温存せられたのである。我国が国際的水準に達する監獄を持つのは、この石川島監獄署が巢鴨に移転、巢鴨監獄として出発することにより始まること、先述したとおりである。この意味から、我国の近代監獄成立過程における石川島人足寄場、石川島徒場、石川島懲役場、石川島懲役署、石川島監獄署の機能は、まさに近代自由刑への素地的役割、過渡的役割、実験的役割、主軸的役割をもつものといえる。

第四は首都政治監獄としての保安処分的役割を示したことである。無宿無頼の保安処分を伝統とする石川島ではあるが、明治五年以降巢鴨移転の伺いが出る明治二十年八月まで、国事犯一七八四人を収容しており（獄舎一斑、首都圏における政治監獄という実態を一面にもっていたことを指摘しなければならない。ここに近代国家へと脱皮する我が国に、西欧諸国同様、裁判所に隣接した中央監獄という政治都市にみる機能が要請され、かつての無宿無頼への保安処分から禁獄人という国事犯（政治犯）保安処分上の公器として、変則的ではあるがその使命が求められていた。明治政府が石川島監獄署に求めていた覆面的機能は、実はここにあったのである。これらことは、石川島が長期重罪囚の仮留監としての実質的役割を荷なったということもさることながら、次に展開

される集治監時代への導入的役割を果たしたことも見逃せぬところである。

石川島をして巢鴨移転に至らしめた事由は、獄舎の腐朽、工業用水の不足、原材料搬入の不便といった運用上の隘路打開ということのほか、刑事法制の流れからみて島地監獄に具有する流刑・准流・追放等々、様々な刑罰、保安処分的要素が、その立地条件解消と共にピリオドが打たれ、政治犯処遇をからめ、不平等条約改正にかけた国際水準の監獄を、都心に設けるべきであるとする必然的要請に立つものであった。石川島人足寄場から巢鴨監獄へと発展的解消を遂げるこの歴史的経緯の裡に、今日尚々寄場が遺すその遇囚の理念と刑事法制の重みを知るのである。

- (1) 矯正協会蔵「寄場役所・寄場人足旧記留」
- (2) 東京市史稿・市街篇第四八・四四四頁
- (3) 前掲書(一) 重松一義「北海道行刑史」(図譜出版 三四二頁・女囚と女監取締雑考の項)
- (4) 矯正協会蔵「人足寄場切放ニ関スル資料」(写本) 弘化三年
- (5) 安藤菊二「佃島年表」(京橋図書館)
- (6) 高島嘉右衛門「高島嘉右衛門自叙伝」大正六年版・九六頁～九九頁
- (7) 愛媛県先哲偉人伝、重松一義「日本刑罰史年表」(雄山閣) 一〇三頁
- (8) 前掲書(四) 一〇二頁
- (9) 重松一義「石川島人足寄場居越帳」(人足寄場顕彰会) 七〇頁
- (10) 東京市養育院編「養育院六十年史」
- (11) 内閣書記局編輯「法規分類大全」(以下大全と略称) 七五五頁
- (12) 重松一義「石川島徒場絵地図」雑誌「創文」(創文社) 昭和四八年五月号一七頁
- (13) 明治文化研究会編、雑誌「新旧時代」(福永書店) 第一冊一九頁、藤井甚太郎稿「士族の就業」
- (14) 横瀬夜雨「史料・維新の逸話」(人物往来社) 一五八頁
- (15) 東京警視監獄署編輯「警視庁史稿」(以下庁史稿と略称) 卷之三・三五〇頁
- (16) 旧別動第三旅団参謀編輯「西南戦闘日注」(畏三堂、重松一義「明治内乱鎮撫記」(プレス東京) 九九頁、一三六頁)

- (17) 矯正協会蔵「石川島獄舎一斑」(以下獄舎一斑と略称)
- (18) 齊藤岩三郎稿「監獄石川島分署囚徒隠語表」の一部、大日本監獄協会雑誌第一五号四一頁
- (19) 重松一義「石川島人足寄場・監獄署の存在意義——都市機能と刑務作業の脈絡から——」(昭和四八年五月一日人足寄場顕彰会報第二号記事)
- (20) 原胤昭「出獄人保護」(天福堂、原泰一「原胤昭」(雑誌「罪と罰」第四卷三三二七頁))
- (21) 前掲書(四一七頁)
- (22) 矯正協会蔵・内務省警保局編「公文編年録」同年個所
- (23) 東京警視監獄署編纂「獄務備放」(以下獄務備放と略称) 六五五頁
- (24) 内務省警保局蔵版「獄務指令録」乙編八六頁
- (25) 前掲書(六五〇頁、辻敬介「明治監獄年譜」(四)・刑政五〇卷八号三〇頁所収)
- (26) 滝川政次郎「日本行刑史」(靑鞋房) 第三版二三四頁
- (27) 監獄協会雑誌第八一号五四頁・海外通信欄
- (28) 石井良助「江戸の刑罰」(中央公論社) 一〇〇頁
- (29) 小林宏「伊達家塵芥集の研究」(創文社) 一三七頁
- (注) 第二次大戦中、この地石川島造船所に受刑者で結成した石川島造船訓練隊(第一造船奉公隊・東京造船部隊)が小菅・前橋・豊多摩刑務所等から動員せられ、自治・善時制を採って戦時行刑の代表例となる(矯正協会編「戦時行刑実録」四九九頁以下参照)

## 人足寄場周辺記事

安藤 菊二